

令和5年度
自己点検評価書

令和5(2023)年12月

仙台大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	12
基準 3 教育課程	32
基準 4 教員・職員	52
基準 5 経営・管理と財務	63
基準 6 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A 社会貢献・連携	78
基準 B 国際交流と連携	85

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

本学の建学の精神は「実学と創意工夫」である。

仙台大学の経営母体である学校法人朴沢学園（明治 12(1879)年開設）の学園創始者は、建学の精神として「実学と創意工夫」を掲げ、「創意工夫と先見性をもって実学を志し、実学に根ざした人格形成と人材育成を図る」ことをもって先進的な女子教育を行い、寺子屋方式に代え一斉教授法を導入し明治時代の裁縫教育に一大革新をもたらした。

その考え方は、体育系単科大学として昭和 42(1967)年に開学した本学にも受け継がれ、人格形成の要素である体育・徳育・知育のうち「体育」に教育・研究の重点を置きつつ、実学と創意工夫に根差した広い教育研究領域を探求することに継承されてきた。

なお、建学の精神の意図するところについては、開学時の第 1 回入学式・初代学長告辞にも「社会で充分活動できるための智識と技能を鍛えた心身ともに健康である人間をつくることであり、仙台大学は、企業等における健康管理・健康指導の企画・実施担当者の育成、各種の運動機構等における実技指導者、並びに学校体育の指導者を養成することを目的としております」と端的かつ明確に示されている。

2. 大学の基本理念

本学の基本理念は「スポーツ・フォア・オール」である。

仙台大学は、昭和 42(1967)年、単一学部・単一学科で開学した。その後、平成 7(1995)年度以降、順次学科を増設し、現在では 6 学科構成としている。また、学科増設に加え平成 10(1998)年度には大学院スポーツ科学研究科（修士課程）も新設している。こうした教育研究領域の拡大に伴い建学の精神を基盤に据えつつ、大学の新たな基本理念として定めたのが「スポーツ・フォア・オール」である。

「スポーツ・フォア・オール」とは文字通り「スポーツは健康な人のためだけでなく、すべての人に」を、すなわち「乳幼児から元気なお年寄りはもちろん、寝たきりのお年寄りまで。そして、性別や障害の有無を問わず、トップアスリート、生活の中での楽しみや健康の励みとしてスポーツをする人、スポーツをみるのが好きな人、スポーツをささえる人などすべての人を対象としてスポーツを科学的に探究すること」を意味している。

3. 使命・目的

建学の精神、基本理念を踏まえた仙台大学の使命・目的については、仙台大学学則第 2 条第 1 項及び仙台大学大学院学則第 2 条第 1 項に以下のように定めている。

仙台大学学則第 2 条第 1 項及び仙台大学大学院学則第 2 条第 1 項

仙台大学学則第 2 条第 1 項

本学は、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野における指導者としての専門的知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野とをもって、社会の指導的

な役割を果し得る有能な人材を育成することを目的とする。

仙台大学大学院学則第 2 条第 1 項

本大学院は、広い視野に立って、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する学術の理論と応用を教授研究し、当該分野における高度の専門的な職業等を担うための卓越した能力を培い、もって体育・スポーツ及び健康分野の発展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

4. 大学の個性・特色

仙台大学体育学部には、コーチングの手法やトレーナーの育成・スポーツの運営管理などを学ぶ「体育学科」、福祉や健康支援などを学ぶ「健康福祉学科」、運動・スポーツと栄養・食事に関する両方の知識を学ぶ「スポーツ栄養学科」、スポーツ競技に不可欠な情報戦略やスポーツの報道の在り方などを学ぶ「スポーツ情報マスメディア学科」、武道の指導法や武道の応用展開を通じ、社会の安全・安心の在り方を学ぶ「現代武道学科」、そして、幼児期の運動を通じて、発育成長する子どもの教育の在り方を学ぶ「子ども運動教育学科」を設置している。これらは、いずれもそれ自体、独立した教育研究、社会貢献領域と言える。しかし、本学はこれら広範囲な領域をすべて「身体活動」という一つの共通要素を基軸とした事象と捉え、6 学科を体育・スポーツ及び健康分野の人材育成分野における「実学」教育の場として、体育学部という単一学部内に敢えて設置した。そしてこのことが、体育系の中で本学の個性・特色とするところであり、これを世に表明するために「スポーツ・フォア・オール」というわかりやすい表現の基本理念を掲げている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 12(1879)年	1 月	朴澤三代治が仙台市に松操私塾を創設
昭和 26(1951)年	3 月	学校法人 朴沢松操女学園を設立
昭和 42(1967)年	3 月	法人名を朴沢学園に改称
昭和 42(1967)年	4 月	仙台大学を開学、体育学部体育学科を開設
平成 7(1995)年	4 月	体育学部健康福祉学科を開設
平成 10(1998)年	4 月	大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻（修士課程）を開設
平成 15(2003)年	4 月	体育学部運動栄養学科を開設
平成 19(2007)年	4 月	体育学部スポーツ情報マスメディア学科を開設
平成 23(2011)年	4 月	体育学部現代武道学科を開設
平成 29(2017)年	4 月	体育学部子ども運動教育学科を開設
令和 4(2022)年	4 月	体育学部運動栄養学科を体育学部スポーツ栄養学科に改称

2. 本学の現況

- ・ 大学名 仙台大学
- ・ 所在地 宮城県柴田郡柴田町船岡南二丁目 2 番 18 号（船岡キャンパス）
宮城県仙台市青葉区川平二丁目 26 番 1 号（川平キャンパス）

・学部及び研究科の構成

(単位：人)

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
体育学部	体育学科	300	10	1,220
	健康福祉学科	100	20	440
	スポーツ栄養学科	80	8	336
	スポーツ情報マスメディア学科	40	—	160
	現代武道学科	40	10	180
	子ども運動教育学科	40	—	160

研究科・専攻	入 学 定 員	収 容 定 員
スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻（修士課程）	23	46

・学生数、教員数、職員数

① 学生数〈令和5(2023)年5月1日現在〉

(単位：人)

学 部	学 科	1 年	2 年	3 年	4 年	計
体育学部	体育学科	334	340	367	353	1,394
	健康福祉学科	105	101	71	109	386
	スポーツ栄養学科	84	65	71	80	300
	スポーツ情報マスメディア学科	38	56	34	47	175
	現代武道学科	63	48	40	53	204
	子ども運動教育学科	36	28	29	38	131
合 計		660	638	612	680	2,590

研究科・専攻	1 年	2 年	計
スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻	14	14	28

② 教員数〈令和5(2023)年5月1日現在〉

(単位：人)

大学 学部・学科の名称	専任教員					助手	非常勤	
	教授	准教授	講師	助教	計			
体育学部	体育学科	16	17	10	0	43	7	14
	健康福祉学科	12	6	1	0	19	0	12
	スポーツ栄養学科	5	5	2	1	13	3	1
	スポーツ情報マスメディア学科	8	3	2	1	14	0	0
	現代武道学科	6	3	2	0	11	0	5
	子ども運動教育学科	6	3	0	0	9	0	5
合 計	53	37	17	2	109	10	37	

仙台大学

大学院 研究科・専攻の名称	専任教員					助手	非常勤
	教授	准教授	講師	助教	計		
スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻	36	13	3	0	52	0	4

※ 大学院は、学部の教員が兼ねている教員数。

③ 職員数〈令和 5 (2023)年 5 月 1 日現在〉(単位：人)

所属名	専任職員	臨時職員	計
大 学	100	49	149

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

仙台大学（以下「本学」という。）の使命・目的等は、仙台大学学則（以下「学則」という。）第 2 条第 1 項において「本学は、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野における指導者としての専門的知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野をもって、社会の指導的な役割を果し得る有能な人材を育成することを目的とする」と定めている。また、学則において定められている使命・目的等を踏まえ、学部及び各学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については、【表 1-1-1】のとおり学則別表第 1 に具体的かつ明確に示している。

本大学院の使命・目的等については、仙台大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 2 条第 1 項に「本大学院は、広い視野に立って、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する学術の理論と応用を教授研究し、当該分野における高度の専門的な職業等を担うための卓越した能力を培い、もって体育・スポーツ及び健康分野の発展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする」と定めており、この使命・目的等を踏まえ、研究科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については、【表 1-1-2】のとおり大学院学則第 2 条第 2 項に明記している。

【表 1-1-1】学部及び各学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的

人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的	
体育学部	体育・スポーツ及び健康分野に関する学修と科学的な教授研究を通して、今日的なグローバル化の視点に立った教養を供え、人間性豊かな行動規範を培い、体育・スポーツ、健康増進に関わる指導や支援に関する専門的知見・技術を身につけた有能な指導者並びに優秀な競技者を養成することにより、広く社会に貢献することを教育研究上の目的とする。また、体育学部が設置

	する各学科の人材養成の目的は、以下のとおりである。
体育学科	体育・スポーツの普及や振興並びにスポーツ選手の競技力向上に対する多様なニーズに応え得るスポーツコーチング、スポーツトレーナー、スポーツマネジメントに関する専門的知識や技能、判断能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
健康福祉学科	子どもから高齢者、障害児・者、生活習慣病のある人全ての健康増進に必要な健康と福祉及びスポーツに関する深い知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
スポーツ栄養学科	すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な運動・スポーツと栄養に関する深い知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
スポーツ情報マスメディア学科	スポーツ現場におけるスポーツ情報の戦略的な活用及びスポーツ情報の迅速かつ効果的な収集、分析・加工、伝達等、スポーツ情報に関する深い知識と技術、円滑な人間関係を構築する能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
現代武道学科	武道教育と武道の応用展開としての社会の安全・安心の確保に関する専門的知識、技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
子ども運動教育学科	幼児期の子どもの運動遊びの支援・助長に関する知識と感性を理論的・実践的に学ぶことを通して、子どもの発育発達に係る能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

【表 1-1-2】 研究科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的

人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的	
スポーツ科学研究科	スポーツ科学研究科は、授業及び研究指導を通して、当該分野における科学的知識・技能並びに研究能力を修得させるとともに、学術研究の高度化や国際化、社会との連携、生涯学習への対応にも貢献し得る豊かな教養を身につけた人材を養成することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神を踏まえ、大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的は、学則及び大学院学則において、学部、各学科、研究科ごとに簡潔に明示している。また、大学案内やホームページ等においても簡潔に明示している。これらを掲載する各種媒体におい

ては、すべて統一しており、一貫性が保たれている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の主な個性・特色は、以下のとおりである。

- 1) 「身体活動」を基軸として、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育という広範な教育研究領域を体育学部単一学部による人材養成分野とした複数学科（6学科）を体育学部内に置くとともに、高度の専門的かつ有為な人材養成のため大学院（1研究科）で教育研究を展開している。
- 2) 体育学部に属する健康福祉学科における介護福祉士及び社会福祉士養成、スポーツ栄養学科における栄養士養成、子ども運動教育学科における保育士養成といった厚生労働省所管の人材養成を、「身体活動」を共通要素として単一学部の中で行っている。
- 3) 身体活動に根ざしたさまざまな知識・技能の修得を共通基盤に、体育学部及び大学院で使命・目的等を遂行している。
- 4) 本学で取得できる免許・資格については、開学以来「中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）」を基盤とし、スポーツ・身体活動を支える職域を主体としてさまざまな免許・資格の取得が可能なカリキュラム編成を行っている。

初中等教育の機軸をなす学習指導要領の教科「保健体育」は、スポーツに関し「しる」「する」「みる」「ささえる」といった生涯にわたる豊かなスポーツライフを継続していく資質能力の育成という視点が取入れられている。このことから、昨今のスポーツ界では、「スポーツをささえる」という機能の重要性が認識されつつあり、時代や社会からの要請に応えなければならない。

本学では、体育施設管理、アスレティックトレーニング、ストレングス&コンディショニング、栄養指導、スポーツ情報分析、体育・スポーツに関連した安全・安心の確保その他、「ささえる分野」でその手腕を発揮することが可能となる免許・資格の普及拡大や職域拡大も視野に対応を図っている。こうした「身体活動」を基軸とする体育系大学ならではの個性・特色は、大学の使命・目的、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的及び基本理念の具現化を目指して、学部・学科並びに研究科の教育課程及び教育活動等に反映している。また、これらの個性・特色を大学案内やホームページ等において明示し、周知している。

1-1-④ 変化への対応

学則第2条の2には「本学は、その教育研究水準上の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」、大学院学則第3条には「本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定められており、「自己点検・評価運営委員会」において、使命・目的及び教育目的が社会情勢の変化に対応しているかを適宜点検及び評価している。

昭和42(1967)年4月に体育学部体育学科の単科大学として開学して以降、【表1-1-3】のとおり、学科等の増設や学科名称変更を行い、社会動向に応じて使命・目的及び教育目的

について不断の見直しを行うことで、社会の変化に対応してきた。

また、令和 2(2020)年 1 月 22 日に「教学マネジメント指針」が公表された。さらに、令和 4(2022)年 9 月 30 日に「大学設置基準等の一部を改正する省令」が公布され、同年 10 月 1 日から施行された。

本学ではこれらの動向を注視しながら、教学マネジメントの確立に向けた取組みを検討し、令和 4(2022)年 10 月にアセスメント・ポリシーの改正を行った。併せて、現在、体育学部 6 学科の三つのポリシーの変更の必要性について検討中である。また、スポーツ情報マスメディア学科において、令和 6(2024)年度に向けて「情報」の教員免許の課程認定の申請を行い、体育学部・スポーツ情報マスメディア学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を見直し、同学科の人材養成に関する目的の変更を行う予定である。

【表 1-1-3】社会の変化に対応した学科等の開設

年 月	社会の変化に対応した学科等の増設
平成 7(1995)年 4 月	健康福祉学科（厚生労働省の介護福祉士養成施設を兼ねる）を開設
	単科大学から複数学科設置に移行することに伴い、また、人材育成領域の拡大を踏まえ「スポーツ・フォア・オール」という基本理念を掲げる
平成 10(1998)年 4 月	大学院スポーツ科学研究科（修士課程）を開設
	体育・スポーツ及び健康領域を深耕するとともに、人材育成領域の拡大を図る
平成 15(2003)年 4 月	スポーツ栄養学科（厚生労働省の栄養士養成施設を兼ねる）を開設 ※令和 4(2022)年 4 月より、運動栄養学科からスポーツ栄養学科へ学科名称変更
平成 19(2007)年 4 月	スポーツ情報マスメディア学科を開設
平成 23(2011)年 4 月	現代武道学科を開設
平成 29(2017)年 4 月	子ども運動教育学科（厚生労働省の保育士養成施設を兼ねる）を開設

身体活動に根ざしたさまざまな知識・技能の修得を共通基盤とした体育学部単一学部という枠組みを維持しつつ、「実学と創意工夫」という建学の精神を踏まえ、使命・目的等を遂行している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も建学の精神、基本理念を踏まえ、使命・目的及び教育目的について、自己点検・評価を行い、三つのポリシー変更の必要性の検討や次期中期経営計画の策定を進め、「身体活動」に係るさまざまな領域を担う人材育成を基軸として、社会情勢や社会的要請等に対応しながら、適宜見直しを図っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的は、学則及び大学院学則に明記している。

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的等の改正にあたっては、大学全体の運営に関する重要事項等について審議する「学内調整会議」での協議を経て、学長が専任教員のほか管理職の事務職員も陪席する教授会及び研究科会議の意見を聴取したうえで、それらの意見を踏まえて理事会へ具申し、理事会で決定している。

以上のような審議の過程を通して、大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的等について、役員、教職員の理解と支持が得られている。

1-2-② 学内外への周知

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的は、大学案内、学生便覧及びホームページ等に掲載して、在学生、教職員及び社会一般に対して周知している。また、年度当初に行われるオリエンテーションの際には、全学生に配布する『オリエンテーション資料』にも建学の精神、基本理念及び使命・目的を表記するとともに、担当者（1～3年生はクラス担任／4年生は卒業論文指導教員）から説明することで周知を図っている他、学内の講義室をはじめとする学内随所に建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的を記したパネルを掲示している。

また、毎年4月の「教職員全体集会」において、学長が建学の精神、使命・目的及び教育目的等について示し、教職員の共通認識を図る機会が設けられている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では建学の精神や基本理念、これを踏まえた使命・目的及び教育目的を踏まえ、中長期的視点も含めた単年度の事業計画を策定してきた。計画的な成長戦略に取り組むために、令和5(2023)年度までの5年間の学校法人朴沢学園中期経営計画（以下「中期経営計画」という。）を平成31(2019)年3月に策定し、理事会・評議員会で審議・承認を得た。

大学の「目標と計画」には、①教育・研究 ②東京オリンピック・パラリンピックへの取り組み ③地域連携 ④国際交流 ⑤学生募集、就職支援 ⑥研究費の外部資金獲得促進 ⑦施設整備の7項目を掲げており、各項ごとに具体的な目標や計画を設定し、使命・目的の遂行に必要な組織改革と運営等を行っている。また、中期経営計画は年度ごとに点検・評価を

行い、その状況を理事会・評議員会及び教授会・部長会議で報告するとともに、次年度の事業計画に反映させて運用している。

現在、直近の認証評価の結果を踏まえた次期中期経営計画（令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度までの 5 年間）は、「学校法人朴沢学園第 2 期中期経営計画検討策定委員会」において取りまとめ、評議員会での意見聴取を経て、最終的に令和 6(2024)年 3 月の理事会において決定する予定である。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学校教育法施行規則第 165 条の 2 に則り、学部及び各学科に係る「ディプロマ」「カリキュラム」「アドミッション」の三つのポリシーは、本学の建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を反映し、これを具現化したものとして設定している。また、大学院の三つのポリシーも同様に本学の建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、スポーツ科学研究科を設置する大学院修士課程及び体育、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道、子ども運動教育の 6 学科で構成される体育学部に加えて、本学の教育研究に基づく社会貢献事業を担うスポーツ健康科学研究実践機構、健康管理センター、学生支援センター・教職支援センター・キャリアセンターという学修支援に係る各種センター、国際交流に係る国際交流センター及び教育企画部・学生部・入試創職部の各部、図書館等で構成している。学則に基づく大学院、学部・学科、附置機関並びにエンロールメント・マネジメントに資する各組織の円滑な運営を図るために教授会、研究科会議及び各部の下部組織として委員会を置き、これらを適正に運営している。

大学院修士課程は、体育・スポーツ及び健康分野の教育研究の専攻領域を深耕し、高度で専門的な指導者として寄与し貢献できる人材を養成する組織である。また、6 学科から成る体育学部は、体育・スポーツ及び健康分野を専攻領域とし、「建学の精神」「スポーツ・フォア・オール」という「基本理念」を具現化した組織として、「身体活動」に係るさまざまな領域を担う人材育成について、領域を体系的に整理・編成している。また、スポーツ健康科学研究実践機構その他の組織は、使命・目的を遂行することを具現化した各学科の組織運営をそれぞれの機能面から補完する組織である。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も理事会、教授会等を通じて、使命・目的及び教育目的を役員、教職員への周知を図るとともに、さまざまな媒体を活用し、さらに、学内外への周知に努めていく。

令和 6(2024)年度からの次期中期経営計画における大学個別の「目標と計画」の策定にあたっては、使命・目的及び教育目的をより反映したものになるよう学長が示した「3 年間の大学運営計画」の中で重点施策・目標等のうち、未達成の課題等を IR 課で調査し、「自己点検・評価運営委員会」において検討を行っていく予定である。また、三つのポリシーが本学の使命・目的及び教育目的に対して適切なものか、教育研究組織が十分機能してい

るかについては、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価等を通し、継続して検証していく体制を整えていく。

【基準 1 の自己評価】

建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を学則に定め、これらの意味、内容を具体的かつ明確に示し、簡潔に文章化している。また、個性・特色も「スポーツ・フォア・オール」という基本理念を掲げホームページ等に明示している。さらに、使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得て適切に学内外に周知している。加えて、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーや中期経営計画に反映しており、教育研究組織の構成に整合させている。

以上のことから「基準 1 使命・目的等」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

<学部>

アドミッション・ポリシーは、教育目的に基づき学部・学科ごとに明確に定めている【表 2-1-1】。アドミッション・ポリシーは、大学案内及びホームページを通じて学内外に周知している。特に、本学が求める学生像については、入学試験要項に学部及び各学科のアドミッション・ポリシーとして明記している。また、入学試験要項には、その重要性を考慮し、入学後の本学での学修に備え「入学するまでに身につけてきて欲しいこと」についても特記している。さらに、複数回開催するオープンキャンパス・学科体験会・入試懇談会・高校訪問・大学見学の随時受入れ・入試説明会・同窓会との連携等、さまざまな機会を利用して受験生とその保護者、高等学校の教員等をはじめとして広く教育目的の周知を図っている。

【表 2-1-1】学部・各学科のアドミッション・ポリシー

体育学部のアドミッション・ポリシー	
<p>だれよりもスポーツが好きで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の建学の精神と基本理念を理解し、意欲的に仲間と協働で学ぶ意志がある人 ・意欲的に体育・スポーツ及び健康分野の専門的知識や技能を修得し、卒業後、関連する分野において、その能力・識見を活かしていこうとする意志がある人 ・スポーツ活動や社会貢献活動に意欲的に取り組む意志がある人 ・卓越した競技力を獲得するために努力を惜しまない人 <p>なお、本学で体育・スポーツ及び健康分野について学びその専門的知識や技能を修得するにあたっては、高等学校までに修得した幅広い教科の基礎的学力（基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って学ぶ態度）を身につけておくことを望みます。</p> <p>以上を踏まえ、本学では、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜という入試方式を通じて「学力の3要素」の各要素についてバランス良く多角的な視点から評価し、個々人の有用な能力を生かし得る学生の受け入れを行うこととしています。</p>	
各学科のアドミッション・ポリシー	
体育学科	自他ともに認めるスポーツ好きで、体育・スポーツへの興味関

	心が高く、将来は、体育・スポーツ領域でのコーチング・トレーナー・マネジメントなど関連分野の専門家になりたいという強い意志がある方
健康福祉学科	スポーツが好きで、健康福祉分野に興味・関心を持ち、物事に積極的に取り組み、かつホスピタリティーマインドがあり、将来は、これら関連分野の専門家になりたいという強い意志がある方
スポーツ栄養学科	スポーツが好きで、運動・スポーツと栄養の関わりに強い興味と関心を持ち、将来は、これら関連分野の専門家になりたいという強い意志がある方
スポーツ情報 マスメディア学科	スポーツが好きで、スポーツの中の情報を知り、分析し、伝えることに強い関心を持ち、将来は、それらに関わる職業に就くことを志す方
現代武道学科	スポーツ好きで、特にわが国の伝統文化である武道に興味を持ち、また、武道の応用展開の修得を通じ社会の安全・安心に関して強い関心があり、将来は、体育・スポーツ・武道の専門的指導者や社会の安全・安心を担う業務分野に就きたいという強い意志を持つ、明るく礼儀正しい方
子ども運動教育学科	スポーツが好きであり、子どもと時間を過ごすことが好きで、子どもとの運動や遊びの支援・助長を通じ、将来は、幼児の教育・保育、幼児体育指導に携わりたいという強い意志を有している方

<大学院>

アドミッション・ポリシー【表 2-1-2】は、大学院ガイドブック、入学試験要項及びホームページを通じて学内外に周知している。また、学部生の進学者数の増加を目指し、新年度の学部のオリエンテーションで大学院を紹介する機会を作り、希望者にはその都度、学生募集要項を配付し、周知を図っている。

【表 2-1-2】 大学院のアドミッション・ポリシー

大学院スポーツ科学研究科のアドミッション・ポリシー
本大学院では、仙台大学の建学の精神および基本理念のもと、高度の専門的職業等を担うための学究に意欲をもち、将来、指導的な役割を果たし得る資質を有する人材を受け入れます。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<学部>

本学では、入学者の受入れについては、多様な入試区分（総合型選抜・スポーツ総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜）を設定し、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って入試区分ごとに選考方法（選考基準）を定め、教授会の意見を聴取したうえで、学長が決定している。また、出願資格や出願要件等は、入学試験

要項等で公表している。

各学科のアドミッション・ポリシーに沿って実施されている選考方法や運用等が適切であるかについては、入試創職部において、入試区分ごとに4年間の学業を経た卒業時における成果について検証するとともに、平成29(2017)年度より追跡調査を行い、令和5(2023)年度からは高等学校関係者等外部有識者の知見も活用している。

入試問題については、問作委員を選出して大学自ら作成している。学長から委嘱された問作担当者は、それぞれの試験科目の作業部会を設置し、機密性の保持を図るとともに、出題過誤が起きないように作業部会の構成員によって相互確認を行っている。

<大学院>

大学院入試については、前期(11月上旬)及び後期(2月上旬)の年2回実施している。2年コースでは、一般選抜(語学試験・論述試験・口述試験)、社会人選抜(口述試験)、留学生選抜(論述試験・口述試験)を実施し、1年コースでは研究計画のプレゼンテーションを含む口述試験による一般選抜を実施している。また、出願資格や出願要件等は、学生募集要項等で公表している。

国内外における教育的動向も踏まえながら、平成28(2016)年度より外国語版の学生募集要項を作成するとともに、「秋入学試験」の入試制度を導入している。

入試問題については、研究科長が選出した問作係が作成している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

<学部>

各学科の入学定員、入学者数、充足率については、【表2-1-3】のとおりである。

学部全体では定員を充足し安定的に入学者を確保しているが、子ども運動教育学科が令和2(2020)年度から4年連続して定員を下回り、志願者の掘り起こしが課題となっている。また、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度においては、新型コロナウイルスの影響で例年並みの学生募集活動ができなかったものの、学部全体としては入学定員600名に対して令和3(2021)年度646名、令和4(2022)年度646名、令和5(2023)年度658名の入学者を獲得し、その充足率は各々107%、107%、109%となっている。

なお、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間の入学定員に対する平均充足率は、体育学科が118%、健康福祉学科が109%、スポーツ栄養学科が96%、スポーツ情報マスメディア学科が113%、現代武道学科が128%、子ども運動教育学科が80%と推移しており、子ども運動教育学科を除き学生をほぼ適切に確保している。

但し、スポーツ情報マスメディア学科の令和4(2022)年度及び現代武道学科の令和5(2023)年度の入学定員に対する充足率がそれぞれ140%及び156%になったことから、定員管理の徹底に向けて改善に取り組む予定である。

【表2-1-3】各学科の入学定員、入学者数、充足率の推移 (入学定員・入学者数=人)

学 科	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体育学科	入学定員	300	300	300	300

	入学者数	345	386	349	333
	充足率	115%	129%	116%	111%
健康福祉学科	入学定員	100	100	100	100
	入学者数	110	76	101	104
	充足率	110%	76%	101%	104%
スポーツ栄養学科	入学定員	80	80	80	80
	入学者数	81	76	64	85
	充足率	101%	95%	80%	106%
スポーツ情報 マスメディア学科	入学定員	40	40	40	40
	入学者数	50	37	56	37
	充足率	125%	93%	140%	93%
現代武道学科	入学定員	40	40	40	40
	入学者数	51	42	48	63
	充足率	128%	105%	120%	156%
子ども運動 教育学科	入学定員	40	40	40	40
	入学者数	35	29	28	36
	充足率	88%	73%	70%	90%

<大学院>

大学院における過去4年間の入学定員に対する入学者の充足率は、【表2-1-4】のとおりである。

【表2-1-4】大学院の入学定員、入学者数、充足率の推移（入学定員・入学者数＝人）

研究科	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ科学 研究科	入学定員	23	23	23	23
	入学者数	15	15	11	14
	充足率	65%	65%	48%	61%

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

<学部>

体育学部及び各学科のアドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性に配慮しながら、文部科学省のガイドラインや高大接続改革に基づく入試改革を踏まえ、継続的な点検・見直しをしていくこととしている。アドミッション・ポリシーについては、受験生とその保護者及び高等学校からの理解を深めるために、大学案内、ホームページ、オープンキャンパス、入試説明会、進路ガイダンス等の機会を活用し、より一層周知を図っていく。

本学はこれまで18歳人口の減少等、高等教育を取巻く諸情勢が厳しい中でも、入学定員及び収容定員を充足してきた。しかし、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の学生募集においては、コロナ禍で十分な学生募集活動を実施することができなかったこと等もあ

り、体育学科と現代武道学科を除き 4 学科で単年度の定員未充足となったものの、体育学部の入学者数としては定員充足する結果となった。コロナ禍以前のように学生募集活動を活性化させることに加えて、今まで以上に、受験生とその保護者及び高等学校に対し、東北以北唯一の体育系大学としての本学の取組みや各学科の特色ある教育と実績を、あらゆる機会、媒体を活用して積極的に発信し、継続的な定員充足に努める。

<大学院>

大学院については、入学定員を満たしていない状況が続いているため、平成 29(2017)年度から、学部の人生設計科目「キャリアプランニングⅢ」の中で、大学院の進学についての授業時間を設定したほか、学部生の進学を念頭に、平成 30(2018)年度より「修士論文研究計画発表会」の公開の範囲を学部生にも広げた。さらに、令和 5(2023)年度より、新年度の学部のオリエンテーションで大学院を紹介するページを盛り込んだ。今後もあらゆる機会を通し、本大学院への進学意欲を喚起していく。また、社会人（本学の卒業生や宮城県内の現職教員等）に対しては、1 年コースの情報提供を積極的に行い、大学院入試の出願を促していく。また、アカデミックパートナーシップ協定を締結している在仙のプロスポーツチームに在籍する選手に対しては、セカンドキャリア形成の場としての活用も促していく。留学生の受入れは、18 の協定校を軸に交換留学生受入れプログラム拡充等に努める。

さらに、大学院生の就職先や進学先の開拓に努め、修了後の支援対策を強化していく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生の主体的な学修を促進するための学修支援サービス空間として、平成 28(2016)年度に「ラーニングコモンズ」を設置するとともに、以下の各センターを設置し、教員と職員等が連携を図りながら、学生の学修支援等を円滑に行っている。

1) 学生支援センター（事務組織は学生生活部：学生支援課）

障害のある学生への支援の一つとして、聴覚障害のある学生に対し、学生支援センターのラーニングサポート・グループが、学生及び学外協力者〈令和 4(2022)年度：コーディネーター2 人（本学臨時職員）、学生ノートテーカー24 人、学外ノートテーカー8 人〉と協働して、授業時のノートテイクや手話通訳等の支援を行っている。また、手話技能の向上と聴覚障害についての理解を深めることを目的として、学生と教職員を対象に、聴覚障害を持つ本学職員（新助手）を講師とする「手話カフェ」〈平成 30(2018)年度後期より開始・令和 4 (2022)年度は 27 回開催〉を開催している。

また、外国人留学生に対する日本語学修支援（インターナショナル・ラーニングサポートグループ）や学生に対するボランティア活動の推進・支援（ボランティアサポートグループ）等の業務を教員と職員等が協働して行っている。

2) 教職支援センター（事務組織は教職・資格支援部：教職支援課）

学生及び卒業生を対象に教員免許取得を通して公立学校を中心とした学校教員への就学支援のため、教職支援センターを設置し、教員養成に資する講習、実習等の学修プログラムの企画・実施及び免許申請に係る手続き等の業務を行っている。学修プログラムは、教職志望学生の実情や今日的な教職課題に即し、各プログラムのねらいや期待する効果等を点検・確認、学修の重点化を図り実施している。さらに、教職科目担当教員、実技系科目担当教員及び教職支援課職員等の効果的な連携と支援体制の強化・充実に努めている。また、「教授塾（学生主体の学修組織）」活動を支援し、教職課程に主体的に取り組む姿勢、生涯を通じ学び続ける態度の育成、学修プログラムの取組み及び成果等について情報公開・発信に努めている。これらの取組みの成果として、令和4(2022)年度において、延べ425人が教員免許を取得している【表2-2-1】。

【表2-2-1】教員免許取得者数の推移（延べ人数） (人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学校保健体育科教諭	161	150	128	160
高等学校保健体育科教諭	179	154	145	191
高等学校福祉科教諭	1	0	0	0
養護教諭	12	14	17	13
栄養教諭	6	1	2	0
特別支援学校教諭	19	25	16	26
幼稚園教諭	—	7	32	32
小学校教諭	6	11	13	3

3) キャリアセンター（事務組織は教職・資格支援部：資格支援課）

学生の各種の資格取得を支援するため、キャリアセンターを設置し、教職員が連携してさまざまな資格付与機関との連絡調整を行うとともに、学生の資格取得等を支援している。このことにより、各学科において多くの学生が在学中に各種の資格を取得している。

4) 国際交流センター（事務組織は研究支援部：国際交流課）

学生の留学及び外国人留学生の学修支援を行うため、国際交流センターを設置し、教職員が協働して運営に当たっている。また、外国籍の職員も複数名配置し、留学生の対応や留学先でのサポート体制を整えている。「国際交流センター企画運営委員会」の運営及び実際の企画・運営等に際しては、所管職務を踏まえた同等の立場で意見を述べ合うなど教員と職員が協働して所掌事務の企画・運営等に当たっている。

<大学院>

大学院の学修支援については、指導教員の個別指導によるところが大きいですが、必要に応じ、教務・学生係担当教員、大学院事務課及び国際交流課の職員が大学院生の相談等に対応している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

<学部>

本学を選んで入学してきた学生たちが中途退学することなく、しっかりとした学士力を身につけてもらうため、学修支援として以下のような体制で取り組んでいる。

1) 英語教育

世界共通語とされている英語の重要性が高まっていることから、本学では実用的な英語の修得に主眼を置いて取り組んでいる。入学前教育として英語の課題を入学試験合格者に提供している。1年次前期に必修科目の教養基礎科目「導入演習」と教養展開科目「体育系大学の基礎教養」の授業で、スポーツにおける英語の必要性を喚起し、1年次後期から、実用的な英語教育を実施している。具体的には、英語の必修4単位（「総合英語 A」、「総合英語 B」、「総合英語 C」、「総合英語 D」）の履修については、1コマ45分授業の構成とし、1年次後期から3年次前期までの2年間での履修としている。また、授業クラスも、1年次前期に実施するプレイスメントテストの結果により習熟度別に20人～35人の少人数編成とし、それぞれ難易度の異なる授業を展開している。加えて、体育系大学という点を踏まえ、学生が関心を有するスポーツ関連の題材を取り入れて本学独自に作成したテキストを使用している。また、実用英語教育という観点からカリキュラム編成にも工夫を凝らし、英語に関連する選択科目も以下のとおり配置している。1年次後期に「スポーツに何故英語が必要か」、2年次前期に「英会話 A」、2年次後期に「英会話 B」、3年次前期に「英会話 C」と「スポーツ&イングリッシュ」、3年次後期に「就職のための英語」を開講しており、実用英語が活用できるカリキュラムを構築している。

2) クラス担任制

学生約25名ごとにクラス担任教員を1名配置し、学生の科目履修の支援やサークル活動、学生生活に関する相談など幅広く対応している。学生は入学から3年次まではクラス担任教員が、4年次から卒業までは卒業研究指導教員が担当し、親身な学生サポートを行っている。

3) 修学サポート委員会

中途退学、休学及び留年への対応については、「修学サポート委員会」によって、学科・コース、学生相談室等と連携し、必要な対応が図られている。修学サポート委員会は、臨床心理士等の資格を有する教員を委員長とし、各学科、コース担当教員と専門の支援員で構成されている。クラス担任や「修学サポート委員会」によって必要な対応策が図られている。具体的には、中途退学等の理由として【表 2-2-2】のとおり「進路変更(就職)」と「修学意欲の低下」が多く、その兆候として授業の欠席が増える傾向が多くみられることから、

これを未然に防止する方策として、履修科目において欠席が目立つ学生や前期成績不振者を一律に抽出し、各学科・コース及び担当教員と情報共有し、担任を中心に現況の確認、支援を行っている。また、修学改善勧告対象者や復学者のように慎重な対応を要する学生には、専門の支援員が継続的な支援を行っている。

令和 5(2023)年度からは、さらに学科・コースとの連携を深め、各担当委員を中心に各学科・コースの実情に合わせた学習支援体制を構築し、学生を組織的に見守ることを促進している。

【表2-2-2】 中途退学者数と退学理由 (人)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
修学意欲の低下	19	9	11	13
進路変更 (進学)	9	5	8	12
進路変更 (就職)	26	16	22	18
経済的困窮	8	7	14	7
学力不足	4	1	2	3
身体疾患	1	2	0	0
心神耗弱	1	2	3	2
海外留学	0	0	0	1
その他 (除籍)	15	4	6	12
合 計	83	46	66	68

4) 修学改善勧告

1年間の修得単位数が15単位以下の学生に対しては、修学改善勧告を行い、「修学サポート委員会」の支援員等による個別面談等の支援措置を講じている。その結果として、【表 2-2-3】【表 2-2-4】が示すとおり、在籍者に対する中途退学者の割合は減少傾向を示しており、令和元(2019)年度は最も多かったが、令和 2(2020)年度以降は3%を下回っている。また、休学者の割合も1%を下回っている。

【表 2-2-3】 在籍者に対する中途退学者及び休学者の割合

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
中途退学者	3.2% (83 人)	1.8% (46 人)	2.5% (66 人)	2.6% (68 人)
休学者	1.3% (33 人)	0.8% (21 人)	0.8% (20 人)	0.6% (16 人)

【表 2-2-4】在籍者に占める 4 年間で卒業できなかった留年者の割合

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
留年者	1.1% (29 人)	1.0% (5 人)	1.2% (32 人)	1.3% (33 人)

5) オフィスアワー制度

すべての専任教員にオフィスアワー制度を設け、週 1 回学生からの各種の相談に対応する体制を整備している。その日時については、各研究室前及び学内ポータルサイトに掲出するとともに、シラバスにも明記し周知している。

6) TA (Teaching Assistant)

TA(Teaching Assistant)については、充実した授業を実現するため、「ティーチング・アシスタント規程」に基づき優秀な大学院生が教育補助業務を行い、学部教育におけるきめ細やかな指導を実施している。

過去 4 年間の TA の実績数は、【表 2-2-5】のとおりである。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響で遠隔授業の増加や感染リスク回避等の理由により、TA の活用はなかったが、対面授業の再開に伴って、活用機会が増加している。

【表2-2-5】 TAの実績数 (人)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人 数	19	0	10	7

<大学院>

大学院では、9 領域からなる研究領域制を設け、学修及び授業支援を行っている。さらに、研究に関しては指導教員及び副指導教員の複数体制をとり、きめ細やかな指導を行っている。留学生の指導に関しては、学生支援センターによる支援のほか、研究科長を委員長とし、外国人教員を含む大学院教員、大学院事務部長、研究支援部長及び国際交流課長等で構成する「留学生学修サポート委員会」を設置し、学修支援を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

<学部>

教員と職員等による学生への学修支援については、今後も教職協働により、教職員相互の意見を集約しながら学修支援を行うなど、学生への対応をより充実させていく。特に、履修科目において欠席が目立つ学生や成績不振者に対し、早期から支援を行うことで中途退学者の減少につなげる。各学科においてクラス担任や科目担当教員などが学生の状況を把握して指導を行い、その結果を学科内で情報共有する。そして解決が図れない場合には「学修サポート委員会」が個別面談などの支援を行うなど「学修サポート委員会」と各学科が連携することにより、全学を挙げて学修支援に取り組んでいく。

<大学院>

退学の可能性のある学生に対しては、今後も修士論文の指導教員及び副指導教員が手厚く個別に対応していく。また、2人の指導教員に加え、大学院の教務・学生係担当教員及び担当職員の連携を一層密にした科目履修上の学修指導や生活指導体制を再構築していく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

<学部>

1) 教育課程内

教育課程内におけるキャリア教育については、教養教育科目の中の人生設計科目として「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」（各2単位）を1年次から3年次までの必修科目として開講している。「キャリアプランニングⅡ」（2年次）では、教育企画部（事務組織は教務部：教育企画課）がインターンシップを実施している。インターンシップは、インターンシップコースを希望した学生が対象であり、自分で実習先の開拓及び依頼をして実施する「自己開拓インターンシップ」か、大学が紹介する実習先で実施する「大学紹介インターンシップ」のどちらかを選択することとしている。「大学紹介インターンシップ」の一つとして、在仙のプロスポーツ球団とのアカデミックパートナーシップ協定【表 2-2-6】に基づき、「する・みる・ささえる」というスポーツの基本に関して、学生の実践体験の場を設定するとともに、スポーツコーチング・スポーツマネジメント・ストレンクス&コンディショニング・アスレティックトレーニング・スポーツ情報分析・スポーツ栄養等の各機能に関する各種実践を行っており、学生が学ぶ機会の拡大を図っている。

【表 2-2-6】 アカデミックパートナーシップ協定を締結している在仙のプロスポーツ球団

年 度	球団名	大学紹介インターンシップの目的
平成 28 年度	仙台 89ERS (プロバスケットボール)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関心のある職業について実践体験し、知識を深めることにより、社会人らしい考え方、行動を身につけること。 ・ キャリアプランの意識化による人間教育の展開を図ること。
平成 29 年度	楽天野球団 (プロ野球)	
平成 30 年度	ベガルタ仙台 (男子プロサッカー)	
令和 3 年度	マイナビフットボールクラブ (女子プロサッカー)	

この事業により、学生に将来の職業像を具体的に描くことのできる貴重な経験を提供できている。さらに、専門教育の課程を履修する学生の実習体験、ゲストスピーカーによる講義等を実施し、ゲストスピーカーが所属する当該企業等が将来の就職先となるなど学生に大きな影響を与えている。また、学生支援センターでは、学内外からの多数のボランティア依頼内容を踏まえ、学生に周知し、希望する学生を派遣している。ボランティア活動については「ボランティア活動実践 A・B・C・D」(各 1 単位) という履修科目を設定し、毎年 200 人前後の学生に単位を認定している。その取組みを通し、学生の社会的自立という効果を生んでいる。

2) 教育課程外

教学組織として入試創職部（事務組織は入試・就職部：就職課）を設置し、教職員が一体となって以下のようなキャリア支援の取組みを行っている。

ア. 3 年生に対して就職セミナーとして就職サイトの使い方、企業調査の方法、インターンシップ対策、エントリーシート・履歴書の書き方、面接試験対策等を実施している。

また、希望者を対象に首都圏就職ツアーや業界研究セミナー（学内合同企業説明会）を実施している。

イ. 就職に対する意識を高めるために、3 年生には夏季休暇前までに全員を対象とした個別面談を実施するとともに、3 年生の保護者を対象に就職活動についての理解を広める目的で「保護者のための就活セミナー」を開催している。コロナ禍以降は、DVD・冊子を作成し、保護者宛てに郵送し、全保護者が情報を得る機会を確保している。

ウ. 就職試験対策及び就職に対する早期の意識づけの目的で、1～3 年生を対象に公務員試験対策講座、SPI 試験対策講座を実施するとともに、地元にある警察署及び自衛隊駐屯地等への見学会を実施している。

エ. 求人情報提供については、仙台大学キャリア Navi での検索、閲覧を主とし、就職資料室の相談コーナーに求人ファイリングを備え置くとともにメールや電子掲示板による情報提供を行っている。

オ. 教職支援センターは、教員養成に資する学修プログラム「教採塾」を展開し、教職課程に主体的に取り組む姿勢、並びに教採対応力（実践力）の錬成・強化を行っている。この他に「チーム教採」「未来先生」「せんだい実習」等のプログラムを支援・実施した。これらの取組みの成果として、令和5(2023)年度公立学校教員採用試験〈令和4(2022)年度実施〉において、本学の現役学生23人、既卒生49人（本学への報告があった既卒生の数）が合格している【表2-2-6】。

【表 2-2-6】 公立学校教員採用試験の合格者数の推移（延べ人数） (人)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人数（現役）	9	9	19	23
人数（既卒）	25	53	36	49

カ. 公務員志望（一般行政職及び公安（警察・消防・自衛隊等））の学生が多いことを受け、令和 5(2023)年度に「公務員採用塾」を発足させ、全学科横断的に学生の公務員試験受

験を支援する体制を整えた。「公務員採用塾」では公務員となった本学卒業生の講演会を実施し、Google クラスルームを活用した効果的な情報提供を行うことで学生の意欲を高めている。令和 4(2022)年度公務員採用試験〈令和 4(2022)年度実施〉において、現役学生 45 人が合格している【表 2-3-1】。

【表2-3-1】 公務員採用試験の合格者数の推移 (人)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人 数	42	43	52	45

<大学院>

2 年コースの教育課程内では、キャリア支援科目として「キャリアマネジメント特講」を設け、専門家を非常勤講師として招いている。また、選択科目の「スポーツ科学インターンシップ」では、自ら希望する職場での 3 週間又は 15 日以上の実習を実施している。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

<学部>

キャリア教育の支援体制については、より充実したキャリア支援に向けて、体系的なキャリア教育プログラムの構築、インターンシップの拡大・推進、企業等との連携による就業体験プログラムの実施、卒業生のキャリアネットワークの構築を中心とした取組みを全学体制で進めていく。また、体育系大学で学んだ知識や技能を各学科で取得した資格と併せて、福祉分野、栄養分野、情報戦略・マスメディア分野、警護・警備分野、幼児教育分野等、体育・スポーツ以外の「身体活動」を基軸とする職業分野でも活用できるようなキャリア支援を拡充していく。

就職・進学に対する相談・助言体制については、入試創職部と各学科との連携により、就職支援内容の情報共有を図るとともに、学生の就職希望分野や傾向について情報収集・分析を行い、採用傾向などの情報を反映させ、的確な情報を発信する体制作りを推進する。また、教職支援センターでは、学科の枠を超えて教職希望の学生一人ひとりに応じたきめ細かい相談・助言を行っていく。

<大学院>

修了生の研究領域等を検証し、それに見合った職域の開拓・拡大を行う方策を検討する。また、社会情勢を踏まえ、授業内容、ガイダンス、講座等のさらなる充実を図っていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のために、学生部（事務組織は学生生活部：学生生活課及び奨学金事務課）及び健康管理センター（事務組織は学生生活部：健康管理課）を設置し、相互に連携して学生が学修面及び生活面で支障をきたすことがないように、さまざまなサービスを提供し、支援を行っている。

例えば、ICカードの機能を備えた学生証を活用した「自己管理システム（栄養自己管理システム、健康自己管理システム、体力自己管理システムの総称）」がある。このシステムは、学生自身が学生食堂で摂った食事や健康診断、体力測定等のデータをサーバーに蓄積・分析するものであり、学生が自身の学生生活について可視化することを可能としている。

また、大地震等の災害発生時等に E メールを利用して、安否確認、情報提供を行う「携帯緊急メールシステム」を導入している。学生個人または大学が付与しているメールアドレスを入学当初に登録してもらい、緊急時の連絡等に活用している。

2) 奨学金など学生に対する経済的な支援

学生部（事務組織は学生生活部：奨学金事務課）が窓口となり、以下のように、本学独自の奨学制度を設けて、学生への経済的支援を行っている。

ア．「給付型奨学金制度」：勉学意欲・学業成績・人物ともに優良でありながら、経済的に困窮状態にある修学が困難な学生に対して奨学金を給付する制度

イ．「スポーツ奨学生制度」：大学が指定するスポーツ競技部に所属し、競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、活躍が期待されると認められる学生に対し、学費の全額又は一部免除を行う制度

ウ．「ハイパフォーマンズスポーツ奨学生制度」：スポーツ競技部のうち学長が指定する特別指定競技部に所属することを条件とし、特に競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、活躍が期待されると認められる新入学生に対し、学費の全額又は一定割合の免除を行う制度

その他、学費滞納を理由により除籍となった学生に対し、一定の条件のもと、学費の未納分を納入した場合は、除籍の取消しを認める制度を設け、金銭面の問題で修学を断念する前に学生を救済する制度を設けている。

3) 学生の課外活動への支援

学生部所管として、学長を会長とし、全学生（研究生、科目等履修生を除く）と専任教職員を会員とした「仙台大学学友会」（以下「学友会」という。）を組織している。学友会は、大学からの助成金と学生会員から徴収した会費をもって運営しており、令和 4(2022)年度の会費は、3,859 万円であった。その他、保護者会からの助成金等を含めた総額 4,720 万円を活動資金としている。

令和 5(2023)年度の学友会公認のクラブは 58 団体であり、運営については「クラブ運営要綱」で、また、さらに資金等の管理については「学友会クラブ費・同好会費の予算算出・執行に関する申し合わせ」に基づき、「学生委員会」や学生生活課の職員の指導のもと適切に運営している。なお、各クラブの決算報告書については、「KMCH(Kashima Memorial Club House)」内に掲示し、予算の執行状況や用途等を広く公開し会計処理の透明性を確

保している。

学友会公認のクラブに対しては、学友会から規程に則って配分しているクラブ費・同好会費に加え、大会参加に係る遠征費の助成も行っており、令和4(2022)年度には、総額3,886万円の支援を行っている。また、保護者会からは、全国大会出場者・海外留学研修に対して「振興特別助成金」を、クラブ活動によって顕著な成績を収めた学生に対しては「報奨金」を支給している。

4) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

ア. 健康管理センター

学生の健康管理・健康保持及び教職員の健康管理を目的とし、保健所に「診療所」として届出ており、レントゲン等の医療機器も備えている。医師（専任教員1人、非常勤医師2人）と看護師（3人の内1人は健康運動看護師有資格者）が定期健康診断の結果に問題のある学生や既往歴のある学生に対する健康相談・指導、学外実習への帯同支援の他、授業やクラブ活動等での怪我、風邪等の軽度の疾病に対する診察、専門的な病院への紹介や診断書の作成等の業務を行っている。

イ. アスレティックトレーニングルーム（以下「ATルーム」という。）

健康管理センターと連携しながら、外科手術後の診察やリハビリの相談・指導を行っており、米国や日本で公認されているアスレティックトレーナー資格保有者や学生トレーナーがスポーツ外傷・障害に対するアスレティックリハビリテーションや傷害予防トレーニング、競技復帰へ向けてのコンディションの調整・指導を行っている。また、大学のスポーツ医科学に関する教育活動及び研究活動、アスレティックトレーナーを目指す人材養成等を担っている。

ウ. 学生相談室

学生生活や修学上における様々な問題や悩み・疑問等に対する心的支援・相談業務を行っており、令和5(2023)年度のスタッフは、専任教員4名（公認心理師、臨床心理士、スポーツカウンセラー、精神保健福祉士、看護師、養護教諭の資格保有者）、事務職員のインターカー1名（公認心理師・臨床心理士の資格保有者）の合計5名体制で運営しており、インターカー1名は学生相談室に常駐し、学生がいつでも相談できる環境を整備している。また、「学生相談室だより」の発行、「ランチタイム開放」と「学生相談ティーアワー」の開催及び教職員向けの研修会等を開催しており、活動の周知はもちろん、機能の充実についても積極的に取り組んでいる。

上記ア～ウの構成員と関係教職員が、各種委員会にて適宜情報の共有を図り、連携して学生に対する多面的な支援を行っている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生部・健康管理センターについては今後も、学生サービス・厚生補導のための組織として、相互連携をさらに深め学生の学修面・生活面での支援機能の強化を図っていく。

経済的支援については、本学独自の奨学金等に関する規程の運用内容・方法等について、学生一人ひとりの生活の実態を反映したものとなるよう見直しを行い、さらなる支援の充実を図っていく。

今後も多様化する学生の相談や心的支援を必要とする学生に対し、より安定した生活を

送れるよう、各専門医師と提携した対応も検討しながら、学生部、健康管理センター、学生相談室、AT ルームが連携を深めて対応していく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、宮城県南部の柴田町を本拠とし、JR 東北線船岡駅から徒歩 10 分の場所にある。また、仙台市青葉区川平にも川平キャンパス棟（人工芝のサッカー場、陸上競技場、バスケットボールコート棟、AT ルーム、川平アリーナ、クラブハウス、SUサテライトホール）がある。

校地面積は 193,570 m²、校舎面積は 22,064 m²で【表 2-5-1】、在籍学生 1 人当たりの面積は 77.6 m²（在籍学生数 2,590 人：令和 5(2023)年度）であり、大学設置基準の数値を上回り、体育系大学としては十分な校地・校舎等の面積を有している。また、大学設置基準の他、厚生労働省が定める介護福祉士・栄養士・保育士の各養成施設に必要な施設・設備の条件も満たしている。

【表 2-5-1】校地・校舎面積

校地面積	設置基準上必要な校地面積	校舎面積	設置基準上必要な校舎面積
193,570 m ²	24,960 m ²	22,064.00 m ²	14,687.9 m ²

校舎は、管理・研究棟、専門研究棟、25 記念館（学生食堂含む）、大学院研究棟、講義棟、35 記念館（健康管理センター・附属診療所、情報処理室含む）、川平キャンパス棟を整備し、各校舎には教室（40 人～300 人収容の講義室 39 室、演習室 17 室、実験・実習室 34 室）・研究室（109 室）などを配置している。また、普通教室向け情報機器の活用拡大のため、各教室に PC やプロジェクターを設置し、授業電子黒板や DVD プレーヤー等の情報機器を配備している。

専攻領域に係るスポーツ科学関連施設については、運動場（日本陸上競技連盟第 3 種公認陸上競技場）、人工芝のサッカー競技場、天然芝のラグビー場、野球場、日本オリンピック委員会（JOC）から「JOC 認定ボブスレー・スケルトン競技強化センター」に認定された冬季ソリ競技用プッシュトラック、漕艇部のローイングアカデミートレーニングルーム、全米オープン仕様ハードコート 3 面・砂入り人工芝コート 2 面からなるテニスコート、第一から第五までの五つの体育館（トレーニングセンター、柔道場、剣道場、新体操場、AT ルームなど含む）、室内温水プール、附属図書館、人間環境計測制御室、高圧高酸素室、基礎代謝測定室、スポーツバイオメカニクス分析装置、スポーツ情報戦略データ分析、栄養・

健康・体力自己管理システムなどに係る研究設備その他、体育系大学としての教育研究活動の目的を達成するためには十分なものとなっており、これらの施設を有効に活用している。なお、令和2(2020)年度には第2グラウンド野球場の人工芝化と屋外照明及び令和4(2022)年度には第2体育館天井照明のLED化工事を実施した。また、令和3(2021)年度には第3体育館内の柔道場・剣道場の換気設備を整備し、感染症予防や熱中症対策といった健康上のリスクを軽減する取組みを進めている。

学生の休息等ゆとりの環境の場については、学生食堂(愛称: なちゅら)、クラブハウス、臨場感あるスポーツ観戦ができる大規模スクリーンを整備したラーニングcommons (LC棟)などの施設を設け、学生が積極的に活用している。特にラーニングcommons (LC棟)は、アクティブ・ラーニングなど学生たちの主体的な活動を支援する環境を提供するだけでなく、学生と教員とが学び合う場ともなっている。また、外国人留学生や研究者が快適で充実した生活が送れるよう国際交流会館(寮)を整備している。

施設・設備の日常的な管理業務については、施設管理課が行っている。また、「防火・防災管理委員会」において、防火・防災管理組織図、防火・防災担当責任者等を決定し、消防訓練等を実施し、東日本大震災の教訓を踏まえた対策を講じている。

なお、施設はすべて建築基準法に定める耐震基準を満たしている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は「仙台大学附属図書館運営規定」に基づき、学生や教職員に学びと研究の環境を提供している。広さは1、2階合わせて1,120平方メートル。閲覧室(1階60席、2階160席)、ニューメディア室(PC28台、ビデオ・レーザーディスク視聴装置2台)、グループ学習室(24席)、教員閲覧室(マイクロフィルムリーダー・プリンター)から成る。所蔵図書は約15万冊(和書13万冊、洋書2万冊)、電子書籍350冊、雑誌1500誌(和雑誌1300誌、洋雑誌200誌)、新聞11紙、CD・DVD・ビデオ4000本。選書は新書に関して教員5人で構成する「図書館企画運営委員会」が協議して決めている。

開館時間は授業期間の平日が午前9時から午後8時(土曜は午前9時から正午、日曜は閉館)、春季・夏季・冬季の授業のない期間の平日が午前9時から午後5時(土曜・日曜・祝日は閉館)である。コロナ禍の期間に平日の閉館時刻は1時間前倒しし、現在も踏襲している。

外部に向けた施設の開放は、生涯学習の場の提供という観点から18歳以上の地域住民を対象に閲覧・コピーのサービスに努めている。

専用ウェブサイトはトップに「図書」「電子書籍」の検索コーナーを設け、ページとして「図書館について」「図書を探す」「雑誌・論文を探す」「記事・事柄を調べる」「申し込み」がある。「申し込み」はリモートアクセス、文献複写依頼、図書のリクエストに応じている。このほかブログ『書燈』を平成24(2012)年より運営し、教員が随時おすすめ本をコラム形式で紹介し、学生の関心を高める取組みとしている。

コロナ禍では入館者数、貸出冊数がいずれも激減したことから、図書館は令和4(2022)年度にウェブサービス「Google クラウド」で「e図書館」を立ち上げて全学生を招待し、本に関するさまざまな情報を提供している。

令和5(2023)年度にはコロナ禍で中断した二つの事業を復活させる予定である。いずれ

も学生対象で、一つは書店に足を運び選書に取り組んでもらう。二つ目は卒業論文の執筆に役立つようにオンラインを利用した文献検索の仕方を伝授する。

コンピューター等の IT 施設としては、情報処理実習室、スポーツ情報マスメディア学科 FD ルーム、栄養指導室等を設置している。情報処理実習室は、85 台のパソコンを設置し、主として「情報処理」を含む ICT 教育等に活用している。また、スポーツ情報マスメディア学科 FD ルームは、62 台のパソコンを設置し、画像の分析や編集等を行う授業等で活用している。栄養指導室は、7 台のパソコンを設置し、栄養計算ソフトの利用などができるようにしている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーについては、エレベータ、自動ドア、車椅子でも利用できる多目的トイレの設置、スロープの整備等を行っている。校舎や体育館へは、段差及び階段をスロープ式への変更、簡易スロープを設置するなどの利便性に配慮している。ハード面の整備にとどまらず、ソフト面での整備も行っており、学生や教職員が車椅子利用者等の手助けを必要とする学生に対するサポートを行う支援体制を整えている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うクラス編成については、体育学科 6 クラス 12 組、健康福祉学科 3 クラス 6 組、スポーツ栄養学科 2 クラス 4 組、スポーツ情報マスメディア学科 2 クラス、現代武道学科 2 クラス、子ども運動教育学科 2 クラスを基本として、授業方法、必修選択の別、授業内容、施設状況に応じて、以下のとおり対応している。

学部共通で卒業必修となる講義科目及び教員免許状取得の必修科目については、1 講義を三つのクラスに分けて開講することを原則とし、1 クラスの受講者数が 150 人以下となるよう努めている。また、厚生労働省令で定められている資格については、その定めに応じたクラス数及び専任教員で開講し対応している。地方厚生局による指導調査を適宜受け、適切な学生数で授業を行っている。

演習科目については、1 クラスの受講者数が 25 人以下となることを基本とし、複数回開講又は複数人の教員が担当し対応している。

実技・実習科目は、各科目の受講者数が使用する場所の広さ、用具の数から適正になるよう配慮し、授業内容に応じて複数回開講又は担当教員数を増員するようにしている。上記の開講クラス数の調整は、教育企画部が各年度の時間割作成の際に行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

ICT（情報通信技術）環境は、継続して整備に努めていく。この他の施設・設備等の学修環境の整備についても、学生の意向も踏まえて検討していく。

また、施設ごとにバリアフリー化をさらに進めるとともに、教育効果が上がるクラスサイズが保てるよう、授業科目の特性に応じたクラス数の設定、時間割の作成等を行っている。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の学修支援については、構内 5 箇所に学生意見箱を設置し、学生の意見をくみ上げるとともに、年に 1 回、学生のニーズ等の把握を目的とした「学修状況及び学生生活に関する調査」を行い、その把握に努めている。アンケート調査結果は、令和 4(2022)年度 学生生活に関する調査における自由記述回答の意見を集約し、直ちに回答が可能な事項を整理し、全学的に周知することにより学生の満足度向上につなげるとともに、学生ニーズを意識した大学運営の明確化を図っている。

学修支援に関する学生の意見・要望とそれに対する改善事例として、令和 5(2023)年度に「公務員採用塾」を発足させ、全学科横断的に学生の公務員試験受験を支援する体制を整えたことや、大学構内の Wi-Fi 環境を整えるなど、学生の学習及び研究活動にインターネットを活用できる環境作りに努めたことなどがある。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

健康管理センターは、学生等の健康保持を目的に、健康管理に関する専門的業務を行い、学生相談室・AT ルームと連携して、学生が心身ともに落ち着いた状態で学生生活を送れるようサポートしている。毎年 4 月に実施している定期健康診断の結果に基づき、所見のついた学生の再検査や専門医療機関への紹介、健康診断の間診票も兼ねる「健康調査票」の分析結果から把握された学生の健康習慣やメンタルヘルスに関する諸問題について、学生相談室と連携しながら問題解決に取り組んでいる。令和 5(2023)年度には、健康管理センターの公式 LINE を立上げ、心身の健康に関する質問・相談にチャット形式で対応している。

また、各部活動の選手の怪我やリコンディショニングについては、AT ルームに常駐している専門家〈NATA（全米アスレティック・トレーナーズ協会）認定アスレティックトレーナー「ATC」資格保持者、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー「JSPO-AT」資格保有者〉と相談し、競技復帰までのアスレティックリハビリテーションのメニューの作成・実践、再発予防のトレーニングやテーピング方法の指導を行っている。AT ルームの利用者分析から、利用頻度の高いサッカー部、バスケットボール部をはじめとする多くの部活動に本学独自の資格を取得した学生トレーナーを配置し、選手をサポートしている。

学生相談室では、毎年、学生相談アンケートを実施し、学生の悩みや不安の内容を確認している。令和 5(2023)年度の結果は、上位から「進路・就職（1,121 人）」「BYOD 対応（857 人）」「学修（824 人）」「授業の受け方に対する不安（681 人）」「クラブ活動（487

人)」であった。その結果は、教職員と共有している他、学内ポータルサイトに掲出し、情報開示している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生意見箱を学生生活課の窓口をはじめ構内5か所に設置し、学生の意見をくみ上げている。学生意見箱は、学生部長が管理し、学生の意見・要望を把握して学長に報告するとともに、学生部において、意見・要望の内容を検討した上で、内容別に関連する学科、各部・課に具体的な対応を要請している。

また、年に1度、学生生活に関する調査を実施し、学修環境や学生生活に関する意見や要望を把握するように努めている。これら寄せられた意見や要望について、内容に個人情報等の問題が含まれない場合には、学生用掲示板やメールを通じて回答するとともに、必要なものから順次対応している。令和5(2023)年度からは、BYODの実施とともに船岡キャンパス内の学内Wi-Fi環境の整備及びOffice365の学生への無償提供等を行い、多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）ができる環境を整えた。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望を把握・分析するための体制は整っており、今後も学生の要望に応えながらきめ細やかな学生サービスの構築に努めていく。

具体的には、学生生活に関する調査を継続することで、分析結果に基づき改善の必要性を検討し、改善計画を各学科や関係部署等に求め、学長主導の下改善措置の具体化を図り、学生支援の充実に役立てていく。

【基準2の自己評価】

学部及び各学科、大学院は、建学の精神、基本理念、使命・目的及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、学内外に示している。

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを踏まえた入試を実施し、多角的に検証を行っている他、学生確保に向けた活動に取り組んでいる。

学修支援については、教職協働による全学的な支援体制を整備しつつ、実用的な英語教育の拡充、心身に課題のある学生、障害のある学生への支援、教員免許取得に関する組織的な指導、TAの活用、中途退学未然防止のための修学サポート、オフィスアワーの実施等、学生のニーズに応じた支援体制を整備している。

キャリア支援については、教育課程内にインターンシップを含むキャリア教育のための授業科目を設け、プロスポーツと連携したインターンシップを行うなど、学生の就職希望分野に応じたキャリア教育を積極的に推進している。また、教育課程外でも学生の各種の資格取得を支援するとともに、入試創職部・教職支援センター等を中心にキャリア支援を行っており、社会的・職業的自立に向けた指導体制を整備している。

学生生活の安定のための支援は、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に運営しており、奨学金などの経済的支援、課外活動の支援、学生の心身に関する相談・支援も適切に行っている。

学修環境の整備については、校地・校舎の面積は、大学設置基準の数値を上回り、十分

な校地・校舎の面積を有している。

バリアフリーについては、エレベータ、自動ドア、身障者用トイレの設置、スロープの整備等を行い、校舎や体育館へは、段差及び階段をスロープ式に変更している。また、障害のある学生に対する人的支援の体制を整えている。

教育効果に配慮したクラスサイズが保てるよう、授業科目の特性に応じたクラス数の設定、時間割の作成を行っている。併せて、学生の意見・要望に対応していくため、普段から学生が意見を出せるよう学生意見箱を活用している。

以上のことから「基準 2 学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

<学部>

本学は、教育目的を踏まえ、学部及び各学科のディプロマ・ポリシーを策定している。令和元(2019)年度より現在のディプロマ・ポリシーを適用している。現在、スポーツ情報マスメディア学科において、令和 6(2024)年度に向けて「情報」の教員免許の課程認定の申請を行い、体育学部・スポーツ情報マスメディア学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を見直し、同学科の人材養成に関する目的の変更を行う予定である。現在、体育学部 6 学科の三つのポリシーの変更の必要性について検討中である。

ディプロマ・ポリシーは、大学案内及びホームページを通じて学内外に周知している。

【表 3-1-1】学部・各学科のディプロマ・ポリシー

体育学部のディプロマ・ポリシー
<p>仙台大学体育学部は、建学の精神「実学と創意工夫」を基盤に「スポーツ・フォア・オール」を基本理念として、学生一人一人の無限の可能性を導き出す真の人間形成を促す教育を展開し、体育学の基盤的な分野、すなわち、体育・スポーツ及び健康分野において専門的な知見・技能を有して活躍できる人材を養成することを目的としています。すなわち、教育分野を含む体育・スポーツ及び健康領域での指導に携わる人材、体育・スポーツ及び健康分野の産業等に携わり、各分野で組織の目標達成・業績向上や職場の人間関係の構築・深化などに寄与するに足る能力・識見を身につけた学生に対して学位を授与します。</p> <p>仙台大学体育学部では、この人材養成の目的を達成するため、本学のアドミッション・ポリシーに沿って受入れた学生に対して、卒業までに次のようなことを修得することを求めています。</p> <p>本学のカリキュラム・ポリシーのもと、本学の基本理念・教育目的に沿って設定した授業科目、さらには学内外における体育・スポーツ活動や社会貢献活動を通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その授業科目を履修して卒業要件単位数を修得することができること ・体育・スポーツ及び健康分野についての専門的知識・技能を修得するとともに、それらを実践・応用する力を身につけることができること ・現代社会において体育・スポーツ及び健康分野の学問が果たすべき役割を理解し、課題

<p>探究力、問題解決力、コミュニケーション能力などを総合的に身につけることができる こと</p>	
<p>各学科のディプロマ・ポリシー</p>	
<p>体育学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野としてコーチング、トレーナー、マネジメントの各コースの中から1分野を選択し、そのコースでの多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な体育・スポーツに関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身につけること ・その上で、生涯スポーツの観点における運動・スポーツに関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること
<p>健康福祉学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、子どもから高齢者、障がい児・者、生活習慣病のある人全ての健康増進に必要な健康と福祉およびスポーツに関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身につけること ・その上で、現代社会において健康と福祉およびスポーツに関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること
<p>スポーツ栄養学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養学の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な運動・スポーツと栄養に関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身につけること ・その上で、現代社会において運動・スポーツと栄養に関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること
<p>スポーツ情報 マスメディア学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ情報の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な運動・スポーツと情報の活用に関する深い知識と感性を有し、これを実践できる力を身につけること ・その上で、現代社会において運動・スポーツとスポーツ情報に関する専門性が果たすべき役割を深く理解すること
<p>現代武道学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・武道学および武道の応用展開をベースとする社会の安全・安心に関わる領域（現代社会の多様なリスク・危機を踏まえた警護・警備等）に卒業後社会で専門性を発揮できる力と必要な基本的な学修能力を身につけ、これを実践できること ・その上で、現代社会においてわが国の伝統文化としての武道や海外における武道さらに、社会の安全・安心に貢献できる役割を深く理解すること

子ども運動教育学科	<ul style="list-style-type: none"> ・教育学・保育学の関連分野を修得し、多面的な履修を通じて卒業後社会で専門性を発揮できる力と専門的な学修能力を養うとともに、幼児の運動遊びの支援・助長に深い知識と感性を有して、保育・幼児教育に従事する上での専門的な知識を修得し、これを実践できる力を身につけること ・その上で、現代社会において幼児の運動遊びの支援・助長に深い知識と感性を有して、保育・幼児教育上、果たすべき役割を深く理解すること
-----------	---

<大学院>

大学院では、ディプロマ・ポリシーを大学院便覧及び大学院要覧入学案内、ホームページを通じて学内外に周知している【表 3-1-2】。

【表 3-1-2】大学院のディプロマ・ポリシー（抜粋）

<p>大学院スポーツ科学研究科のディプロマ・ポリシー</p> <p>本大学院は、建学の精神および基本理念のもと、多様化・高度化したスポーツについて様々な側面から理論的、実証的あるいは事例的方法によるアプローチを行い、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育の分野における高度な専門的指導者として、その発展に寄与し得る有能な人材を養成することを目指しています。</p>

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

<学部>

6 学科の各シラバスは、ディプロマ・ポリシーに記載された 5 項目のうち何が科目に関連するのかを明確に示している。科目の担当教員はこれに基づき講義・演習・実験・実習・実技を進め、学則第 31 条（単位の授与）に則り単位を認定している。成績をどのような方法で評価するかについては、シラバスに各科目の担当教員が定期試験やレポート提出、授業態度などの割合を明記し学生に周知している。また、評価の観点を可視化するため、令和元(2019)年度よりルーブリックの作成を全ての科目で実施しており、学生に分かりやすく明示するため、シラバスに併記している。成績評価の基準は、学生便覧に掲載する各学科の「教育課程及び履修方法に関する規程」でも学生に示している。

進級基準を定めた規程はなく、原則として 4 年次まで進級が可能であるが、1 年間の修得単位を 16 単位以上修得できなかった学生に対して修学改善勧告を行い、次年度においても改善の意思がないと判断される学生は学則第 38 条（懲戒）に基づき退学処分としている。

卒業認定に関しては、学則第 35 条（卒業）、第 36 条（学位授与）で規定している。

単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準は、いずれも学生便覧及びホームページに掲載しており、学内外に周知している。

<大学院>

大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準はそれぞれ大学院学則に定めている。内容は、大学院便覧及びホームページに掲載しており、学内外に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

<学部>

各科目における単位認定及び成績評価は、成績評価基準に基づき行われている。学生への成績付与は、科目担当教員が定めた評価基準を基に成績の判定及び登録を行い、教育企画課が登録漏れ等ないかチェックする体制で実施している。学則第 28 条の 2 は「1.講義及び演習については 15 時間の授業で 1 単位とする 2.実験、実習及び実技については 30 時間の授業で 1 単位とする 3.卒業論文については 6 単位とする」と定めている。成績は 5 段階評価で、学則第 31 条第 2 項は「秀 (100 点～90 点)、優 (89 点～80 点)、良 (79 点～70 点)、可 (69 点～60 点)、不可 (59 点以下) の 5 段階で表し、秀、優、良、可を合格とする」と定めている。

また、本学は学生の成績全体が一目でわかるように、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。示された客観的数値は、1 年間に履修できる単位数に上限を設けた CAP 制の特別枠付与（履修できる単位数が加算される優遇措置）の判断基準に活用し、「給付型奨学金」の採用基準に役立てている。さらに、令和 4(2022)年度からは、成績不振及び卒業判定に係る GPA の基準を明確にしている。

進級基準を定めた規定、進級要件を設けていないが、単位の取得状況が不芳な学生について「修学サポート委員会」が対象者の抽出・整理を行い、学科及びコース、クラス担任、ゼミ担当教員と連携して面接指導を行う体制を整えている。修学改善勧告対象者などの修学に大きな問題のある学生については、専門の支援員が対応するなど次年度の単位取得に向けて学修意欲を改善し、卒業認定基準の到達できるようサポートをしている。

卒業認定基準については、学則第 35 条が「4 年以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、124 単位以上修得した者については、学長が教授会意見聴取のうえ学長裁定として卒業を認定する」と定めている。

<大学院>

単位認定基準については、大学院学則第 37 条に「大学院の定める授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の方法により行う成績評価に合格した者に単位を授与する」と定めている。

成績の評価については、大学院学則第 37 条の 2 に「秀 (100 点～90 点)、優 (89 点～80 点)、良 (79 点～70 点)、可 (69 点～60 点)、不可 (59 点以下) の 5 段階で表し、秀、優、良、可を合格とする」と定めている。評価方法については、シラバスの「成績評価方法」欄において、方針と詳細な基準を大学院生に明示している。

進級基準については、進級要件を設けていない。

修了認定基準については、大学院学則第 43 条に「2 年コースは、大学院学則第 32 条及び第 33 条に定める授業科目から 30 単位以上を修得する。学位論文として修士論文を提出

し、学位論文審査及び試験に合格した者は、研究科会議意見聴取のうえ、修了者と認定する。(中略) 1年コースは、大学院学則第32条及び第33条に定める授業科目から30単位以上を修得する。学位論文として「特定の課題についての研究成果(リサーチ・ペーパー)」を提出し、学位論文審査及び試験に合格した者は、研究科会議意見聴取のうえ、修了者として認定する」と定めている。また、学位論文の審査及び学位の授与等については、大学院学位規程第4条(学位論文の提出)、第5条(学位論文の審査)、第8条(学位の授与)で規定している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

<学部>

現在のディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定しているが、学修成果の目標として学生への周知をより一層行えるよう「自己点検・評価運営委員会」で周知方法などについて検討を進めていく。

アセスメント・ポリシーに基づく授業科目の検証については、ルーブリック評価に基づいた授業科目の自己評価アンケート及び前後期の成績分布表を踏まえ、科目レベルの改善を図っていく。また、アセスメント・ポリシーに基づき、学生の学修成果を把握することで、教育課程レベル(学科)及び機関(大学)レベルの教育改善も図っていく。さらに、機関(大学)、教育課程(学科)及び科目の各レベルの検証結果をホームページで公表する。

単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、GPA等については、各規程及びシラバス・ルーブリック等の整備により公平性を担保しているが、今後はさらにその精度を高めるため、科目ごとに学修成果の達成状況を検証し、改善を図っていく。

修学不振の学生には、「修学サポート委員会」が中心となって、サポートが必要な学生を抽出し、学科・コースの教員が適切なサポートを講じられるよう行っていく。

<大学院>

今後も単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準等について厳正な適用に努め、ディプロマ・ポリシーに基づいた学位審査体制の整備を図っていく。教育の質を確保するため、厳正に適用できる体制を再構築する。

シラバスについては、授業計画や成績評価基準をすべての科目に定めているが、成績評価の結果を分析し、より客観的な評価に努めていく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は建学の精神、基本理念、使命・目的及び教育目的を踏まえるとともに、ディプロマ・ポリシーの実現のために、学部及び各学科のカリキュラム・ポリシーを策定している

【表 3-2-1】。令和元(2019)年度より現在のカリキュラム・ポリシーを適用している。現在、スポーツ情報マスメディア学科において、令和 6(2024)年度に向けて「情報」の教員免許の課程認定の申請を行い、体育学部・スポーツ情報マスメディア学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を見直し、同学科の人材養成に関する目的の変更を行う予定である。現在、体育学部 6 学科の三つのポリシーの変更の必要性について検討中である。

カリキュラム・ポリシーは、大学案内及びホームページを通じて学内外に周知している。

【表 3-2-1】 学部・各学科のカリキュラム・ポリシー

体育学部のカリキュラム・ポリシー
<p>仙台大学体育学部では、人材養成の目的を達成するため、本学のディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような教育課程を編成しています。</p> <p>教育課程は、『教養教育』と『専門教育』の二つに大別されています。</p> <p>『教養教育』は、6 学科共通の「教養基礎科目」、「教養展開科目」、「海外文化科目」及び「人生設計科目」の各科目から構成されています。これらの科目を履修することにより、自らの専門領域の勉学を進めていくためにも、さらに健全な社会生活を送るためにも、身につけておくべき基礎的な知識や技能を幅広く修得することになります。</p> <p>提供される科目の主なねらいは次のとおりです。</p> <p>【教養基礎科目】</p> <p>大学生としての自覚を高めるとともに、高校でも修得してきた勉学およびコミュニケーションに関する基礎的技能のさらなる伸長を目指します。</p> <p>【教養展開科目】</p> <p>人文、社会、自然の 3 分野の教養を幅広く身につけるとともに、課題に沿って勉学や研究を主体的に取り組むことができる技能の修得を目指します。</p> <p>【海外文化科目】</p> <p>英語をはじめとした各種外国語の修得を通じて各国文化への理解を深め、グローバルな視点での見方・考え方ができる態度を養います。</p> <p>【人生設計科目】</p> <p>充実した学生生活、さらに卒業後社会人として生きていくための方向づけを促し、深めることを目指します。</p> <p>『専門教育』は、各学科において、人材養成に向け特色のある編成となっています。体育学の基礎と各学科の学問分野の基礎となる「専門基礎科目」、そして、これらを基礎としてそれらの応用力を修得する「発展科目」や「応用科目」と、基礎から発展・応用という形で順次性をもった構成となっており、体系的に専門的な知識や技能を修得することになります。</p> <p>また、教員免許状を取得するために必要な「教職に関する科目」、学科を超えて履修で</p>

きる「自由科目」も設置されています。

以上の教養教育及び専門教育の学修に先立ち、入学直後から、本学のアドミッション・ポリシーに沿って受入れた多様な入学者が自ら学修計画を立て主体的に大学での学修に取り組むことのできるような学修方式の修得を初年次教育に取り入れることとしています。

さらに、教師・学生間の討議を通じた課題解決型講義をはじめ学生の能動的な学修を促す教育内容・方法を取り入れるとともに、学修到達度について評価の観点、基準、尺度、課題の各要素に着目して具体的に把握していくルーブリックの導入等、実効ある学修成果の評価方式を導入することとしています。

各学科のカリキュラム・ポリシー

<p>体育学科</p>	<p>「スポーツコーチング」「スポーツトレーナー」「スポーツマネジメント」の三つのコースを設置し、専門性の高い教員による体育・スポーツ科学に関する講義に加え、実社会を念頭に置いた多様な課題を追究する演習や実習などに主体的に参加することによって、コース毎に専門分野の知見・技能の修得及び関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。</p> <p><スポーツコーチング・コース></p> <ul style="list-style-type: none"> i) 現代のスポーツにおけるコーチングや学校教育における体育指導についての専門的な知識を修得する科目 ii) スポーツコーチングや体育指導の演習・実習を通じ、トップアスリートを育成指導する者や競技スポーツにおける専門的指導者になるために必要な知識・技能の実践・活用法を修得する科目 iii) スポーツや体育の実践の場を想定し、専門的な知識や技術を修得する科目 iv) スポーツや体育を科学的に研究し、科学的方法に基づいたスポーツコーチングや体育指導を行える者を育成する科目 <p><スポーツトレーナー・コース></p> <ul style="list-style-type: none"> i) スポーツ傷害の予防や評価、管理、アスレティックリハビリテーション等を実施するための専門的な知識を修得する科目 ii) 健康・体力づくりや競技力向上に関わるトレーニングのサポートを実施するための専門的な知識を修得する科目 iii) i) 及び ii) の専門的な知識に基づく身体の構造・機能の評価およびトレーニングプログラムを作成するための応用力を修得する科目 iv) スポーツトレーナーとして活動するうえで必要となる実技・技術の修得及び実践力を修得する科目 v) スポーツトレーナーとしての専門的知識やそれをベースにした応用力をスポーツ現場にて発揮するための実践的科目
-------------	---

	<p><スポーツマネジメント・コース></p> <ul style="list-style-type: none"> i) スポーツ事業・スポーツ組織や施設の経営・管理において必要となる専門的な知識を修得する科目 ii) 野外・レクリエーションの現場で求められる技術とマネジメント能力、アウトドアスポーツやレクリエーションに関する専門的な知識を修得する科目 iii) 専門的な知識を踏まえたスポーツに関する企画と運営を行うための応用力を修得する科目 iv) 幅広いスポーツ関連現場での企画、運営、評価、改善といった一連のマネジメントが行える実践力を修得する科目 v) スポーツマネジメントにおける専門的な知識や技術、応用力を幅広いスポーツ関連現場にて発揮するための実践的科目
健康福祉学科	<p>子どもから高齢者に至るあらゆる世代を対象に、また、障がい児・者を対象に、その心身および健康に関する幅広い知識や技能を学ぶと共に、あらゆる人々を対象にした本学独自の「健康づくり運動サポーター」の活動を基に安全で効果的な楽しい運動指導法や実践力を学生が主体的、創造的に修得できるよう、また、関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 運動・スポーツに関する専門的な知識・技能の基盤を修得する科目 ii) 心身の健康や福祉に関する専門的な知識を修得する科目 iii) 健康福祉、教育等の領域で運動指導や健康支援、スポーツ指導のための実践力を身につける理論、実技、演習等の科目 iv) 教職に関する科目の他、高齢者の健康維持や介護に関する専門的な知識・技能を修得する介護福祉士・社会福祉士資格関連科目
スポーツ栄養学科	<p>運動・スポーツと栄養に関する幅広い知識や技能、これらを通じてすべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に寄与できる実践力の修得、更に、本学独自の「スポーツ栄養研究会」の活動をはじめ、運動・スポーツの現場に密着した体験型の教育活動を通じて、学生による主体的、創造的な学びができるよう、また、関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 運動・スポーツに関する専門的な知識・技能の基礎を修得する科目 ii) 運動・スポーツと栄養の関わりを専門的に学ぶスポーツ栄養学関係の科目 iii) スポーツ選手の競技力向上を目指した栄養サポートを実践す

	<p>るうえで必要な専門的な知識・技能を、実際の体験を通じて主体的に修得する科目</p> <p>iv) 教職に関する科目の他、栄養や栄養指導に関する専門的な知識・技能を修得する栄養士資格関連科目</p>
<p>スポーツ情報 マスメディア学科</p>	<p>求められるスポーツ情報を迅速に、かつ効果的に「収集・分析・加工（編集）して伝える」ことを学べるよう「情報戦略」と「マスメディア」の二つの履修モデルを設け、いずれの履修モデルにおいてもスポーツ界の様々な現場で即戦力となれるよう、授業の多くに体験型の学修、演習形式を取り入れると共に、関連資格が取得できるよう配慮したカリキュラムを用意しています。</p> <p>i) 運動・スポーツに関する専門的な知識・技能や学校教育における体育指導についての基礎を修得する科目</p> <p>ii) スポーツ情報に関する専門的な知識・技能を修得する科目</p> <p>iii) 競技現場やメディアでの演習からスポーツ情報の実践・活用方法を修得する科目</p> <p>iv) スポーツ情報戦略を専門的に学び、競技力向上を目指した情報の収集・分析・伝達を実際の体験を通じて主体的に修得する科目</p> <p>v) スポーツマスメディアを専門的に学び、スポーツ情報を適切に扱うための取材・編集（加工）・提供を実際の体験を通じて主体的に修得する科目</p>
<p>現代武道学科</p>	<p>体育学を基に、武道教育と武道の応用展開としての社会の安全・安心の確保に関する科目を幅広く学修すると共に、関連資格が取得できるよう配慮して、授業では段階的かつ体験的に学べるように実技・演習形式を多く取り入れ、学生自らが創造的、主体的に取り組めるようなカリキュラムを用意しています。</p> <p>i) 現代の武道や学校教育における武道指導についての専門的な知識を修得する科目</p> <p>ii) その基盤となる体育・スポーツ及び健康分野での体育・スポーツ健康科学関係科目</p> <p>iii) 武道実技や武道の応用展開としての演習・実技を実践し、基本的知識や専門的な身体運動の技術を身につけ実践力を修得する科目</p> <p>iv) 海外における武道実習・実技の体験を通して技術や文化価値を知る機会を得る独自のプログラムを設定した国際交流を推進している科目</p> <p>v) 武道の応用展開としての社会の安全・安心の確保に関する科目（現代社会の各種リスク・危機を踏まえた警護・警備等）</p>
<p>子ども運動教育学科</p>	<p>幼児期の子どもの運動遊びの支援・助長に関する教育を「体育</p>

	<p>学」の領域を基盤として行うとともに、幼児期の子どもの発育発達に係る「教育学・保育学」にまたがる領域をも取り込み、この分野の実践的な学修を通じ、幼稚園教諭、保育士、幼児体育指導者などを養成するカリキュラムを用意しています。</p> <p>i) 幼児期の子どもの運動遊びを軸とした保育・幼児教育について専門的知識・技能を修得する科目</p> <p>ii) その基盤となる体育学の領域での体育・スポーツ健康科学関係科目</p> <p>iii) 子どもの運動遊びを軸として幼児期の子どもの発育発達段階を踏まえた保育や幼児教育を進める上で必要となる教育学・保育学の領域での科目</p> <p>iv) 教育学、保育学の一環での保育上の表現技術および保育実習の内容を理解する科目</p> <p>v) 地域社会や各家庭の保護者への運動遊びを軸とした保育や幼児教育の指導を行える者を育成する科目</p> <p>vi) 教職に関する科目の他、就学前の幼・小児の保育に関する保育士資格関連科目</p>
--	--

<大学院>

平成 29(2017)年度に大学院スポーツ科学研究科の新カリキュラム移行に伴い【表 3-2-2】のとおりカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、改訂したものを大学院便覧及び大学院ガイドブック、ホームページを通じて学内外に周知している。

【表 3-2-2】 大学院のカリキュラム・ポリシー（抜粋）

大学院スポーツ科学研究科のカリキュラム・ポリシー
<p>2年コースの教育課程は、「体育、スポーツおよび健康分野」の高度な専門的指導者として寄与・貢献できる人材を養成するために、専門的知識・技能の修得を支援する「アカデミック支援関連科目」およびキャリアアップ（職能開発）を支援する「キャリア支援関連科目」を両軸とするコースワークの充実を図っています。</p> <p>職場等で自ら抱える専門分野の研究課題を解決する教育研究の場である「1年コース」では、その解決策を内容とする「特定の課題についての研究の成果（リサーチ・ペーパー）」が課されます。そこで在籍中、その作成に多くの時間を費やすこととなります。</p>

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<学部>

体育学科、健康福祉学科、スポーツ栄養学科、スポーツ情報マスメディア学科、現代武道学科、子ども運動教育学科の6学科では、ディプロマ・ポリシーの考え方をより具体化するため、卒業時に身につけておくべき資質や能力を「着眼点」としてそれぞれ定めている【表 3-2-3】。この「着眼点」は、学生が具体的に目指すべき資質・能力を示すものであ

り、これらの実現こそがカリキュラム・ポリシーの目指すところである。

シラバスにおいては、この「着眼点」に記載された5項目が各科目とどのように関連しているかを、カリキュラムマップに基づき明示することで、各科目に対する学生の理解が深まり、それぞれの科目を通して必要な資質・能力を身につけられるよう配慮している。

これらのことから、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

【表 3-2-3】各学科のディプロマ・ポリシーの着眼点

各学科のディプロマ・ポリシーの着眼点	
体育学科	<ul style="list-style-type: none"> i) 体育・スポーツに関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる ii) 体育・スポーツが果たす役割を深く理解することができる iii) 体育・スポーツ指導の実践の場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて、適切にコミュニケーションができる v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探究し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる
健康福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> i) 健康福祉に関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる ii) 健康福祉が果たす役割を深く理解することができる iii) 健康福祉の実践の場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて、適切にコミュニケーションができる v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探究し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる
スポーツ栄養学科	<ul style="list-style-type: none"> i) 運動・スポーツと栄養に関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる ii) 運動・スポーツと栄養が果たす役割を深く理解することができる iii) 運動・スポーツと栄養の実践の場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて、適切にコミュニケーションができる

	<p>v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる</p>
<p>スポーツ情報 マスメディア学科</p>	<p>i) スポーツ情報戦略・マスメディアに関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる</p> <p>ii) スポーツ情報の収集、分析・加工(編集)、伝達(提供)の役割、重要性を深く理解することができる</p> <p>iii) スポーツ情報の収集、分析・加工(編集)の場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる</p> <p>iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて適切にコミュニケーションができる</p> <p>v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる</p>
<p>現代武道学科</p>	<p>i) 武道を通じた安全・安心に関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる</p> <p>ii) 武道を通じた安全・安心が果たす役割を深く理解することができる</p> <p>iii) 武道を指導する場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる</p> <p>iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて適切にコミュニケーションができる</p> <p>v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる</p>
<p>子ども運動教育学科</p>	<p>i) 幼児への運動遊びの支援・助長に関する専門的・応用的な知識・技術を身につけることができる</p> <p>ii) 幼児への運動遊びの支援・助長が果たす役割を深く理解することができる</p> <p>iii) 保育・幼児教育の指導の場において、知識・技能を相手に的確に伝えることができる</p> <p>iv) 多様な人々と円滑な人間関係を築くことができ、指導や支援を行う場において、専門的知見を踏まえて適切にコミュニケーションができる</p> <p>v) 論理的かつ多面的に考え、多様な人々とコミュニケーションを図りながら課題を探求し、主体性を持って課題解決に取り組むことができる</p>

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<学部>

1) 教育課程の体系的編成

6 学科はいずれも建学の精神を踏まえた教育目的、ディプロマ・ポリシーに基づき適切なカリキュラム・ポリシーを定め、この方針に沿って教育課程を編成している。全学的組織である「教育課程検討委員会」は学長、副学長、各学科長、教育企画部長、学生部長、入試創職部長らで構成し、体系的編成に努めている。授業科目は、各学科とも基礎科目（教養基礎科目、教養展開科目、海外文化科目、人生設計科目）、専門基礎科目、発展科目、応用科目で構成されている。さらに学科を超えて履修できる自由科目も設けている。一方、授業方法を講義、演習、実験、実習、実技に分け、これらの授業科目の区分・方法を設定することによって、各授業科目の教育課程編成上に体系的な学習ができるよう位置付けている。体育系大学としての「学士力」を形成するため、学部共通の学士力基盤科目（基礎科目 7 科目、専門基礎科目 5 科目）を指定している。1 年生に対する初年次教育科目は「学び」の入口であると認識し、基礎科目の中に「導入演習」（前期）、「キャリアプランニング I」（後期）、「学習基礎教養演習」（後期）の 3 科目を開設している。教育課程の体系的編成については、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学科においてナンバリングを導入するとともにカリキュラム・ツリー（履修系統図）及びカリキュラムマップを策定することで、教育課程の順次性・系統性を明確化している。これらのナンバリング、カリキュラム・ツリー（履修系統図）、カリキュラムマップは、学内ポータルサイト及びホームページでも公表している。

2) 履修登録単位数の上限

本学は、単位制度の実質を保つことを目的とし、「教育課程及び履修方法に関する規程」第 11 条の 2 で「学科・学年を問わず、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 49 単位とし、それを超えての履修登録はできない」と定め、CAP 制を導入している。一方で、GPA が高く、上限を超えても学修の質を保つことができると認められた学生に対し、GPA に応じて履修できる単位数が加算される。しかし、CAP 制の対象となる科目は「基礎科目」「専門基礎科目」「発展科目」「応用科目」「資格関連科目（子ども運動教育学科のみ）」としており、教職をはじめとする資格・免許取得に関連する科目はその対象外であることから、取得可能な資格・免許の種類が多い学科、あるいは資格・免許関連の科目が多く設定されている学年については 49 単位を超えての履修登録者がみられる。これらの学生に対しては CAP 制対象科目も含め学修の質を担保できるよう資格等科目担当教員によるオリエンテーション等を通じて学修の助言を行い、クラス担任や卒業研究担当教員による学生の成績確認などを行っている。

3) シラバスの適切な整備

シラバスにおいて、全授業科目の授業計画を示し、週ごとに授業の「テーマ・内容」と「授業外学修」という項目を設けている。授業外学修を示すことによって、学修時間の確保だけではなく、単位制度の実質化に向けた具体的な改善方策としてより充実した学びへとつなげている。また、令和 5(2023)年度からは、シラバスにおいてルーブリックも明示しており、学生が目指すべき学修成果の水準を具体的に示し、特に複数教員が担当する科

目においては評価の透明性と公平性を担保している。ルーブリックを明示することにより、学生自身が自分の学修状況を把握し、自己評価するための基準を持つことが可能となっている。各科目のシラバスは「教育改善企画運営委員会」の委員が「シラバス・ルーブリック作成要領」に基づき記載内容を点検し、修正が必要な場合は科目担当教員に改善を指示している。第三者である同委員会委員によるチェック体制の構築によって PDCA サイクルに基づき実施している。シラバスにはこのほかオフィスアワーや実務経験のある教員による授業科目について記載する項目も設けている。

3-2-④ 教養教育の実施

<学部>

1) 特色ある教養教育と外国語（英語）教育の不断の見直し

科学技術の著しい変革と一層のグローバル化に伴い、スポーツ科学の探求に向けた教養教育と外国語（英語）教育のあり方を絶えず検討し構築している。

平成 23(2011)年度入学生から対象とする教養教育の科目は教育課程で「基礎科目」として開設している。「教養基礎科目」<初年次教育・情報処理・外国語（英語）・レポートや卒業研究作成に不可欠となる 5 つの技法を学ぶ科目>「教養展開科目」<人文・社会・自然科学の各分野の科目>「海外文化科目」<英語・ドイツ語・中国語・韓国語・ロシア語・日本語（留学生対応）に関する科目>から成る。

これらの中で独自性を強く打ち出したのが教養展開科目の「体育系大学の基礎教養」「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」である。いずれも体育系大学としてのアカデミックな蓄積を求め、母校の「知」を通して学問に対する誇りを身に付けたうえで、あえて教育課程外の部活動などにも目を向けて実践知・経験知をまとめあげるように促すことにしている。また、スポーツの意味と意義の幅広い考察によって「スポーツ・リテラシー」の獲得につながることを期待している。

外国語（英語）教育では、「総合英語 A～D(含む外国語コミュニケーション)」を実用性の重視、集中と継続という考え方に基づいて、週 1 回 45 分の授業を 1 年次後期から 3 年次前期までの 2 年間にわたり全学生必修として実施し、外国語を継続して学ぶことにより、学力を高めることを目標としている。また、授業方法として、プレイスメントテストを実施し、学生を各々の能力に応じて 8 段階のグレードに分けたクラス（1 クラスは 20 人から 35 人程度）に配して授業を進めるという習熟度別・少人数の授業を行っている。さらに、学生の興味・関心に応じた授業内容とするため、スポーツ関連の題材をできるだけ多く取り入れた本学オリジナルのテキストを作成している。このテキストは、スポーツ関連の題材について令和 3(2021)年度後期に全面改訂を行い、オープンな教育リソースとして HP に公開し、広く提供している。

2) 教養教育関係組織の位置づけと活動

教養教育部は平成 30(2018)年、教育企画部から分離独立して誕生した。「体育系大学の基礎教養」「学習基礎教養演習」「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」のそれぞれのマネジメントを担っている。「体育系大学の基礎教養」「学習基礎教養演習」では教材開発と各クラスへの提供、「仙台大学の専門教養演習Ⅰ～Ⅲ」においては各クラスが同一科目として教育の

質を保てるように令和 4(2022)年度よりモデル・シラバスを作り、研修会などで順守と実践を促している。

このほか令和 5(2023)年度には、出欠管理システムを教育企画課がデータを一括して把握できるように後押ししている。また、学生各自が 1 回の授業ごとに自らの学修の深まりを学修ポートフォリオとして確認するセルフアセスメントシートの導入も整備している。

「学習基礎教養演習」においては、担当教員の配置と教育活動の質の維持を目的とした研修会を開催している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

<学部>

本学は、体系立てた教育課程の各科目の中でも特に「基礎科目」については、少人数指導を行っている。学生と教員との距離が近い環境のもと、信頼関係がより一層構築できるよう工夫している。また、「専門基礎科目」「発展科目」「応用科目」についても、同一科目の授業を複数回実施するなど、適正人数による学修体制を敷いている。

教授内容や方法の工夫・開発を進めるための組織として、教育企画部に「教育改善企画運営委員会」を設置している。同委員会においては、教授方法等の改善のための教員向けの研修会の実施などを行っている。また、全学生を対象に授業改善アンケートを実施し、科目の担当教員にフィードバックしている。令和 4(2022)年度に実施した主な研修としては、4月に「新任教員 FD セミナー」、9月に「授業改善 FD 研修会」、12月に「授業づくりのための FD 研修会」等を開催した。このように全学を挙げて新しい教授方法の採用など、授業内容の在り方について改善・工夫に取り組んでいる。また、令和元(2019)年度より、シラバスにアクティブ・ラーニングのキーワードである「課題解決型学修」「反転学習」「ディスカッション」「ディベート」「グループワーク」「プレゼンテーション」「実習」「フィールドワーク」の 8 項目を表示する覧を設け、学生が授業の実施方法を認識しやすくした。さらに、令和 5(2023)年度のシラバスより評価基準と学修到達レベルを示すルーブリックを掲載することで、学生が目指すべき方向性を理解し、授業の到達目標に向け学習を進められるようにした。

平成 28(2016)年度にはラーニングコモンズ (LC 棟) を設置し、学生たちの主体的な学びや活動を支援する場として活用している。

また、令和 3(2021)年度からは、最新のアプリケーションを利用した実践型の授業にも一部取り組んでいる。具体的にはマーカーレス動作分析アプリケーションの「SPLYZA Motion」を利用し、学生自身の所属する部活動等をテーマに問題解決型授業を実施している。令和 5(2023)年度からは、陸上競技場に仙台大学スポーツ動作分析室 (令和 4(2022)年度私立学校施設整備費補助金に採択) を新設し、疾走動作の分析およびデータのフィードバックを実施している。

<大学院>

各授業科目に「領域水準グレード」を付し、学生が主体的に学修編成を組めるように配慮されている。さらにポートフォリオ学修を取入れ、その成果を評価の対象にしている。

少数で開講する演習形式の授業では、教員・学生間の討議を通じた課題解決型講義をは

じめ学生の能動的な学修を促す教育内容・方法を積極的に取入れている。

各授業科目における具体的な学修指導計画及び授業外の学修についてはシラバスに明記し、その中には、成績評価の方針及び方法についても記載している。

専任教員免許状（保健体育及び養護教諭）を取得することを可能にする教育課程を編成し、諸資格と必要科目の対応については、学生便覧に記載している。

各授業科目における具体的な学修指導計画及び授業外の学修については、シラバスに明記している。

授業の改善を進めるための組織として、教務・学生係及びFD活動推進係を設置している。同係においては、シラバスの整合性チェックを行っている。令和3(2021)年度より修士論文の指導科目を除く全科目で大学院生対象の「授業改善アンケート調査」を導入し実施している。アンケート調査結果を科目の担当教員にフィードバックを行い、次年度以降の授業改善に生かせるよう役立たせている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

<学部>

現在のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されており、教育目的を踏まえて策定されているが、教育課程は多様化・複雑化する社会のニーズに込えているか、大学関係者のみならず、各方面の意見や評価を幅広く取入れつつ、引き続き三つのポリシー見直しの必要性について「自己点検・評価運営委員会」で協議を行っている。

全学横断的な教授方法の工夫や開発、改善を図るために「教育改善企画運営委員会」が、授業改善等について検討を引き続き実施していく。また、授業内容の改善等に当たっては、「授業改善アンケート」を継続して実施し、学生からの率直な評価や意見を含め集計・分析した結果を踏まえ、各種研修等を通じて多角的な視点から教授方法の改善を図っていく。

教授方法の工夫や改善を不断に行っていくことが「教育の質保証」において最も重要な要素であることを全教職員で共有し、具体的な成果が現れるよう研修会等の一層の充実と活性化を図っていく。

単位制度の実質化を保つために、授業時間外の課題設定等をシラバスで明示することを徹底するとともに、ラーニングコモンズ（LC棟）の利用環境を整備する等、学修支援体制の充実を図っていく。

CAP制については、学生の学修状況の確認を適切に行うとともに、CAPの適用外科目についての履修指導により、学生が予習・受講・復習を確実にし知識・技術・技能を十分に身につけることができる範囲での履修に限定するなど、今後、その適切な運営に努める。

さらに、令和5(2023)年度には、学修支援体制の強化を目的とし、学内Wi-Fi環境を整備しており、今後、DX時代に対応する人材を育成するため、ICTを活用した教育の改善及び充実した学習環境の提供に努めていく。

<大学院>

大学院では、教育課程の体系的編成、教授方法の工夫・開発に際して、「教育課程検討委

員会」、教育企画部の「教育改善企画運営委員会」あるいは大学院の教務・学生係及びFD活動推進係を中心として、よりPDCAサイクルを活用した改善・向上を図っていく。

また、修士論文及びリサーチ・ペーパーの審査体制の運営が教育の質をさらに高めるものとなるよう改善を図る。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) 学修成果の点検・評価としての学生への学修状況調査の実施

本学は、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うべく、平成30(2018)年度にアセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）を定めた。機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科）、科目レベル（授業科目）の3段階でそれぞれ達成状況を検証している。

大学レベルにおいては、全学生を対象に、所属サークル（1年生は所属希望サークル）、取得希望資格、希望進路等に関する調査を実施している。このほかに毎年度、全学生を対象に「学修状況調査」を学部・学科を通じて実施し、授業外の毎日の自主的な学修時間、大学での学修において最も力を入れている事項、卒業後に希望する進路その他について調査している。科目レベルでは各学期に、東日本地域の大学・短大等の教育改善推進を目的として発足した「FDネットワークつばさ」の共通フォーマットを参考とし、全授業科目を対象に学生へ「授業改善アンケート」を実施している。同調査により、各授業科目に対する学生の取組み状況や要望・意見・満足度等を確認している。

2) 学修成果の点検・評価としての学生の授業出席状況及び成績の確認

学生の授業出席状況の確認のため出席管理システムを導入し、教職員が必要に応じて、全ての学生の履修・出席状況を確認できるようにしている。クラス担任は、履修状況や単位修得が良好でない学生、欠席しがちな学生など、指導が必要となる学生に対し、授業に出席していない理由を確認したり、悩み等の相談に応じたりするなど、積極的に授業に出席して単位を修得できるよう指導・支援を行っている。当該科目の多欠席学生については、多様な背景が推測されることから臨床心理士等の資格を有する教員を委員長とする「修学サポート委員会」で内容を分析し、支援員やクラス担任・ゼミ担当教員等が個別面談を行うなどの支援を行っている。

3) 学修成果の点検・評価としての学生の資格取得調査の実施

キャリアセンターが学生の資格試験合格とGPAの相関を記した資料を作成し、教授会

で情報を共有している。資格取得を希望する学生はそもそも GPA の数値は高い傾向にあるが、その中でも合格者と不合格者の GPA には差が出ている。このデータは資格取得の意欲向上を図る目的で、年度当初に行う学科別の新年度オリエンテーション時に学科長や担当教員から現状を周知している。

4) 学修成果の点検・評価としての就職先の企業アンケートの実施

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、本学出身者が企業でどのように受け止められているかという視点から、入試創職部は学生が就職した企業へアンケートを実施しており、「仙台大学の卒業生を採用した理由」「他大学卒業生と比較した仙台大学の卒業生の能力や意識の水準」などについて情報を集約し、活用している。

<大学院>

ポートフォリオにより、授業担当者が受講学生の学修状況を把握している。また、指導教員が担当学生の成績・資格取得・就職状況を把握し、年度末の研究科会議で点検・評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

<学部>

「学修状況調査」の結果については、全教員を対象とした FD 研修会を開催し、授業改善につなげている。教員だけでなく学生も交えた FD 研修会も開催し、調査結果に基づき学修状況の在り方をテーマに教員と学生が同じ目線で直接話し合っている。討論を重ねることで教員と学生の距離が縮まり信頼関係を築くことにも役立つだけでなく、「学生の生の声」を教育内容や方法等の改善に資する場としている。

「授業改善アンケート」については、集計結果を全教員に公表している。各教員はこのアンケート結果を全体平均あるいは前年の当該科目と比較することで、授業改善に役立っている。集計結果は全教員を対象とする「自己点検・評価」にも反映させている。年度末の「振り返りと次年度に向けて」では学生からの授業評価を意味する総合平均値を記入することと併せて、その様式内に「ティーチング・ポートフォリオ」の作成を義務付けている。結果に対する教員の自己点検・評価の実施により、自ら教育の質の向上と質の保証を高めることにもつながっている。

また、学生が何を学修するのかを示す評価基準と学生の学修到達レベルを示すルーブリックを導入している。「授業の到達目標」を踏まえた具体的な評価指標をマトリクス形式で示し、令和 5(2023)年度よりシラバスに併記している。さらに、令和 5 年度(2023)年度よりルーブリックを基に自己評価を行う項目を授業評価に追加している。

これらにより教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックは実現している。

<大学院>

学部の「教育改善企画運営委員」が大学院 FD 活動推進係を兼務することにより、学部

と合同で FD 活動に取り組んでいる。授業改善アンケート調査は、令和 2(2020)年度までは一部のコア科目にだけ導入してきたが、令和 3(2021)年度より修士論文の指導科目を除く全科目で大学院生対象の「授業改善アンケート調査」を導入し実施している。アンケート調査結果を科目担当教員にフィードバックを行い、次年度以降の授業改善に生かせるよう役立てている。大学院は教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて段階的に実施している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

<学部>

今後も三つのポリシーを踏まえながら、学生への学修状況調査・学生の授業出席状況及び成績の確認・授業改善アンケートの実施・学生の資格取得調査の実施・就職先の企業アンケートを実施し、教育目的の達成状況を的確に把握する。各種アンケートの結果分析で得られた改善・修正点については学生への最善のフィードバック方法を検討していくほか、教員側でも改善・修正点を共有し、学修指導法等の改善に結びつけられるようなシステムを考える。なお、教養教育のうちの英語教育については、現在、学生・教職員の学内メールシステムを利用して、授業実施の都度、出欠及び確認テストの結果について、その状況を各学生及び担任に連絡する取組みを行っている。特に、単位修得の可否に結び付く欠席については累積状況で警告を発する仕組みを、また、確認テストについては、継続して高得点を獲得している学生に賞賛メッセージを送信する仕組みを導入し、英語力向上意欲の増進を図っている。引き続き PDCA サイクルを意識しながら取り組んでいく。

学修成果の点検・評価については、各種委員会レベルだけの取組みに終わらないよう、得られた結果と情報を全学的に共有するため教授会に報告し、三つのポリシーに照らし合わせながら実効ある学修成果の改善につなげていく。

<大学院>

就職先の企業等へのアンケート調査を実施することで、修了生に求められている能力や不足している能力を明確にし、教育内容の改善さらには教育目標の達成を確認する仕組みを構築する。また、修了生の就業状況等についてフォローアップ調査を実施する。併せて、博士課程等の進学先へのアンケート調査も行い、これら高等教育に向けて必要とされる教育内容の改善等に結び付けていく。

さらに、大学院生へのアンケート調査の実施も含め、大学院生の能力や関心の把握に努め、指導の改善と就職支援に努める。

[基準 3 の自己評価]

<学部>

教育目的を踏まえ、6 学科ごとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定・周知し、単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準等を定め、厳正な適用に努めている。

教授内容・方法の工夫を実施し、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備・運用している。

学修成果の点検・評価については、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価が行われ、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に結びつくようフィードバックしている。

定めたポリシーにのっとり、体系的かつ学生が主体的に学修できるよう学生の意見、客観的指標を取入れ、教員もその評価を日々他者評価として改善できるようにしている。また、好循環が図られるように教育支援システムと事務組織がバックアップしている。

<大学院>

教育目的を踏まえ、研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定・周知し、研究科は単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準等を定め、厳正な適用に努めている。教育目的の達成状況についての点検・評価を工夫・開発する仕組みを有しており、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて調査結果をフィードバックしている。

以上のことから「基準3 教育課程」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は「教学組織に関する規程」において、大学の管理運営体制の組織及び責任と役割について定めている。学長のリーダーシップを確立するため、同規程第 11 条において「学校教育法第 93 条他、関係諸法規が要請するところのリーダーシップを十分発揮し、説明責任に裏打ちされた大学の理念を率先遂行するとともに、大学の運営全般を統括する」と規定し、学長がリーダーシップを発揮するうえでの権限を明確化している。また、学長は、教授会で審議すべき必要事項を審議する「学内調整会議」、教育課程の改革・改正等の必要事項を審議する「教育課程検討委員会」及び諸規程の整備の推進等を含む自己点検評価等の必要事項を審議する「自己点検・評価運営委員会」を主宰・統括するとともに、各教学組織の長にそれぞれ所管業務を分担させている。

また、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを補完するために、副学長を置き、学長の指示の下、所管業務を分担している。さらに、学事顧問を置き、学長の諮問に応じ、総合的・専門的な立場から意見を述べており、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を強化している。

さらに、「学校法人朴沢学園第一期中期経営計画（令和元年度～令和 5 年度）」で策定した本学の課題を実現するために、年度ごとに具体的に取組む 3 年間の大学運営計画を学長が定め、副学長、学科長、事務局長、事務部長をはじめとする全教職員に周知している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教学マネジメントに必要な教学組織に関しては「教学組織に関する規程」において教学組織の種類・教員の所属・職位・運営組織及び会議体の役割等を定め、また、運営組織・会議体には下部組織として各種委員会を置き、権限の分散による組織間の相互牽制と各組織の責任の明確化を図り、適正な教学マネジメントの確保を図っている。具体的には、この教学組織の構築のため、大学運営への全員参加という学長方針を踏まえ、全教員が教育・研究・社会貢献という大学の使命に係る担当業務を遂行することとしている。その際、全教職員や本学での教育・研究・社会貢献の受益者である学生も対象に、本学の教育・研究・社会貢献に係る認識共有と情報共有を図る体制を整備している。各主要会議体終了後には、所管部署が 2 週間以内に議事録を作成の上、IR 課へ提出し、併せて、学長・副学長・IR 部長にも報告することにより、議事の内容等の確認を通じて教学マネジメントが適正に行

われているか否かの事後点検が全学的にできる体制としている。なお、これらの議事録については IR 課で学内ポータルサイトに掲出することにより、教職員がいつでも閲覧できる環境としている。

さらに、教学マネジメント構築の際、学長と教授会等との相互牽制と、それをベースとしての学長の大学の総意を踏まえたリーダーシップの遂行を図るため、次の体系的なプロセスが整備されている。すなわち、「教授会運営規程」「大学院研究科会議運営規程」において、教授会及び研究科会議は、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを規定し、学校教育法の一部改正（平成 27(2015)年 4 月 1 日施行）を踏まえ、学長と教授会及び研究科会議の役割や両者の関係性を明確にしている。また、教育研究に関する重要事項で教授会及び研究科会議の意見を聴くことが必要なものについては、同規程において学長があらかじめ別に定め、周知している。

また、学則等において「学長が定めるもの」に係る教育研究上の学長権限を「学長裁定事項」（＝学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号）と表現し、「学長の求め」に係る学長権限を「学長指示事項」（＝学校教育法第 93 条第 3 項）と表現し、学長自身が定めることを担保している。そのほか、教授会からの意見聴取が不要な事項を「学長決定事項」としている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメント遂行に当たり、職員の配置と役割の明確化を図るため、「事務組織規程」において、事務職員の組織・職制及び事務分掌を明確に定め各事務部門が果たす役割の明確化を通じ、事務職員が使命・目的及び教育目的達成のために円滑に事務をつかさどることができるようにすることで、教学マネジメントの機能性を確保している。

令和 3(2021)年度には、業務内容の可視化と部署ごとの役割、業務分掌や属人的な業務の整理を通じて、業務間連携が最適に行える事務組織とすべく、外部のコンサルティング会社の助言のもと、事務組織再編を行った。その後も定期的に全職員へアンケートをとり、再編の検証を行っている。

令和 5(2023)年度は、専任事務職員 73 人・非常勤事務職員 49 人を各事務部門へ適切に配置している。

加えて、教学マネジメントの機能の強化のため、次の対応を導入整備している。

第 1 には、平成 19(2007)年度の学校教育法改正に伴い、助手の見直しが行われ、助教（主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者になることが期待される者）と助手（教育研究を補助することを主たる職務とする者）に区分されたが、本学では従来の助手の職位概念をベースに、学校教育法上の助手とは異なる教員と事務職員をつなぐ本学独自の職位として「新助手」を設置した。令和 5(2023)年度は、本学の卒業生を中心に 27 人が「新助手」として、教育活動を間接的に補助する業務等に従事している。

第 2 に、平成 30(2018)年度において、新助手制度の一部見直しを行い、「ATC(Athletic Trainer Certified)」「CSCS (Certified Strength&Conditioning Specialist)」などスポーツ界での専門的機能に係る先鋭的・先進的分野の開拓や研究及び実践を主たる業務とし、各分野の専門的資格を保有する人材を学校教育法上の助手として任用することに改め、令和 5(2023)年度は 10 人がこれらの業務に従事している。

第 3 には、教員と事務職員の協働を図るため、教員組織と事務組織との間で連携体制を

図っている。各委員会等には、担当事務部門の責任者（部長等）及び関係職員が協議に参加している。

第4に、事務局長により統括総合調整の下、本学の実質的な業務の責任者である各部長が、関連部署と協議・連携を密に行いながら、事業計画や事務組織等の長の年度業務目標、予算に基づいて業務を執行している。また、事務部門の「部長会議」を定例で開催し、情報の共有化と目標に対する意識の共有を図り、業務に齟齬が起らないようにしている。

第5に、事務職員の採用・昇任は「事務職員等採用・昇任に関する規程」に基づき、適切に行っている。個々の職能に鑑みた適材適所の配置を行う他、定期的な部署の異動や外部機関主催の研修会への参加を通してキャリアアップに努めるなど教学マネジメント機能の強化に取り組んでいる。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントの改善向上には、学長のリーダーシップ発揮が不可欠であり、そのために、副学長による学長補佐体制の強化に加え、学長の主宰統括する各種会議体とその所管事務を担う各教学組織の活性化、教学組織を支える事務組織の事務能力の向上、さらには、学長の担う重要事項を審議する教授会の適正な牽制機能の確保が重要である。

年度ごとに学長が示す3年間の大学運営計画に基づく業務執行体制が確立されており、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。今後も学長のリーダーシップの下、教職協働を意識した教学マネジメント体制を維持・発展させるとともに、高等教育政策の動向や学内の状況を踏まえて、組織体制や人材配置を点検し、SDの推進による人材育成などを通し、教学マネジメントの機能性を高めていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用は、公募制を原則とし「ホームページ」上における採用情報の掲載、公益社団法人全国大学体育連合及び国立研究開発法人科学技術振興機構（JREC-IN Portal）の求人情報サイトの活用等により、広く人材を募りながら、採用している。

教員の昇任については、「専任教員の職位再任・昇任手続き等に関する要綱」で、昇任ともに所定様式による教員の意思表示としての申請を行うよう定めている。申請があった場合、「常任理事会」において、所定事項につき、教員が所定様式により報告する内容等について審査することとしている。昇任に関する基本理念を踏まえ、特に、昇任後に大学貢献の観点から実施を強く求められる事項（実施依頼事項）についての説明を求め、説明内容の確認を行った上で、審査に当たっている。その際、「常任理事会」においても現下の大学

教育を取巻く環境動向を踏まえた審査を行うこととしている。教育基本法における教育・研究・社会貢献という大学に求められる点を踏まえ、従来の研究に関する実績に加え、これを偏重することなく、併せて、教育を主体に教学マネジメントの機能性の確保のための大学運営、社会貢献等に関する実績についても対等に評価し、昇任を決定している。特に、教育については、文部科学省が実施している教員FD実態調査における調査項目を、大学運営については、同じく教育改善実態状況調査における調査項目を所定事項に盛り込んでいる。研究実績については、従来の審査基準の考え方を原則として踏襲している。その教育・研究に係る職位基準は、学校教育法の定めと同一として厳格に取組み、教員の確保と配置を行っている。

学位の種類及び分野に応じた専任教員の確保については、【表4-2-1】のとおり、各学科で大学設置基準上の必要人数を上回っている。

なお、専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、全体の平均で約 24.0 人である。また、開講授業科目の担当者の専任比率は、令和 4(2022)年度において 89.99%になっている。

【表4-2-1】学部・学科の専任教員数及び教授数

学部・学科		専任教員数	大学設置基準上必要専任教員数	教授数	大学設置基準上必要専任教授数
体育学部	体育学科	49	15	16	8
	健康福祉学科	19	9	12	5
	スポーツ栄養学科	16	9	5	5
	スポーツ情報 マスメディア学科	14	8	8	4
	現代武道学科	11	8	6	4
	子ども運動教育学科	9	8	6	4
(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	25	—	13
大学全体		118	82	53	43

大学院スポーツ科学研究科の専任教員については、学部教育との連続性・整合性及び専攻分野に配慮し、大学院設置基準第 8 条第 3 項の定めにより教育研究上支障が生じないという前提で、相応の教育研究業績のある体育学部の専任教員が兼担している。研究指導教員及び研究指導補助教員は、【表 4-2-2】のとおり、大学院設置基準上の必要専任教員数を満たしている。

【表 4-2-2】研究科の専任教員数

研究科	専任教員数		大学院設置基準上必要専任教員数	
	研究指導教員 (うち教授)	研究指導 補助教員	研究指導教員 (うち教授)	研究指導 補助教員

スポーツ科学研究科	18 (16)	36	4 (3)	4
-----------	------------	----	----------	---

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動については、「教育改善企画運営委員会」が中心となり、学生にとって分かりやすい教育、教室で主体的に学べるアクティブ・ラーニング、思考力・創造力を養う教育、学期を通じて計画的・体系的に学べる教育等を行うべく全学的な教育内容・方法等の改善の取り組みを行っている。具体的には、「授業改善アンケート」「FD研修会」「シラバス・ルーブリック作成の支援」を実施し、また、FD活動の情報発信として「SUFD Report」の発行を行い、教員の資質・能力の向上と授業改善に努めている。

令和4(2022)年度に学内で実施した主なFD活動は、【表4-2-3】のとおりである。

1) 授業改善アンケートの実施とベストティーチャーズ賞の表彰

授業の改善や教育内容・教授方法の改善を図るために、全ての授業科目を対象に「授業改善アンケート」を受講学生全員に実施している。また、本学独自の「授業改善アンケート活用フォーム」を用いて、集計結果を基に各教員が担当科目の評価と全科目の平均等との比較ができるようになっている。また、授業改善アンケートの結果から評価が高かった授業者に対する「ベストティーチャーズ賞」といった表彰制度を導入し、教員の意欲向上や教育力向上への意識化を図っている。

2) FD研修会の実施

令和4(2022)年度のFD研修会の実施状況は、【表4-2-3】のとおり。

【表4-2-3】FD研修会の実施状況

No	日付	内容
1	令和4年4月4日	新任教員のためのFDセミナー
2	令和4年9月20日	学修状況調査の概要報告
3	令和4年9月20日	授業改善FD研修会
4	令和4年12月13日	授業づくりのためのFD研修会

3) シラバス作成の支援

「教育改善企画運営委員会」で毎年、次年度の様式や記載内容の項目について検討し、統一様式により、全ての開講科目について作成を支援している。学生にとってよりわかりやすいシラバスにするため、教員にシラバス作成の手引きを配布している。また、シラバスはホームページに掲載し、ステークホルダーにも広く公開している。

4) ルーブリックの設定

評価の観点を可視化するため、令和元年(2019)年度から全ての科目にルーブリックを設定している。令和 5(2023)年度からは、学修成果を把握しやすくするとともに、自己評価を促すために、評価項目を 3 段階から成績評価基準と同様の 5 段階に変更した。

この変更を行う際、FD 委員会は授業形態ごとに「コモンズ・ルーブリック」を作成し、統一した評価の観点を設けた。

5) FD 活動の広報・周知

FD 活動の内容を学内外に周知するために、FD の広報冊子 (SUFDF Report) を年に 1 度発行しているほか、ホームページで活動の内容を紹介している。また、学内外において開催されている研修会についての情報提供も行っており、メールやポスター等で届いた開催案内を教員向けに整理し、関係している教員を対象にメール等で周知している。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も、本学の教育目的及び教育課程に即した専任教員の確保と学生にとって分かりやすい教育、主体的に学べるアクティブ・ラーニング、思考力・創造力を養う教育、計画的・体系的に学べる教育等の展開を可能とするような教員の配置の工夫を行うとともに、体育・スポーツ及び健康分野・各養成施設に係る分野等の動向を踏まえ、それに沿った教員の組織づくりを行っていく。

また、教育内容の充実を目的とした教員の資質・能力の向上と教授方法の工夫や開発をはじめとする授業改善を図るために、従来のように FD 活動を実施するとともに、授業の相互参観等について引き続き検討し、教育の質の向上に努めていく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学職員としての大学運営能力の向上と、常に高等教育への関心と問題意識を持ち続け、積極的な改善提案ができる人材を養成するために、各種研修会への参加を推奨している。文部科学省・日本私立学校振興共済事業団・日本私立大学協会等が主催する機能別研修会には、大学運営に携わる事務職員が参加し、教学組織のマネジメントの機能性の確保のための大学運営に必要な資質の向上を図っている。

法人は、毎年度、法人・大学・高校合同の SD 研修会【表 4-3-1】及び新規任用事務職員初任者研修を開催している。

【表 4-3-1】法人・大学・高校合同の SD 研修会

年 度	講演内容等
令和 2 年度	講演「テクノロジー×教育・医療・健康」 講師：仙台大学准教授 白幡恭子氏
令和 3 年度	講演「新学習指導要領と ICT 活用について」 講師：宮城県総合教育センター 情報教育班主幹 山下学氏
令和 4 年度	講演「DX・ウィズコロナ・ウクライナ ～パラダイムシフトに対応できる人材とは～」 講師：一般社団法人 仙台経済同友会専務理事 川嶋輝彦氏

また、平成 16(2004)年度より、法人が学業経費を一部負担し、30 歳前後の若手事務職員を計画的に桜美林大学大学院大学アドミニストレーション実践研究プログラム研究科修士課程へ進学させ、高等教育に関してより専門的な知識を修得するとともに、事務職員としての資質の向上を図っている。同大学院修了生については、積極的に部長・課長等の管理職に登用し、大学院で修得した知識や知見を現場に活かせるよう努めている。なお、令和 4(2022)年度までに同大学院を 18 名が修了している。

さらに、職員研修の一環として、日本高等教育評価機構の「研修員受入制度」を活用し、不定期ではあるが、職員を年間単位で派遣し、高等教育に係る法令等や大学運営等に関する知識修得の機会を提供している。なお、令和 4(2022)年度までに同制度を 3 名が修了している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学運営に関わる職員の資質・能力向上の機会と教育支援を図る体制は構築できている。さらに職員の資質・能力の向上を図るためには、特に、高等教育を取巻く環境に焦点を合わせた大学運営等に関する SD 活動を継続的に行うとともに、オンラインも有効活用するなどして各種研修会へ積極的に参加させ、情報収集等を通じた職員の資質、能力向上に努めていく。併せて、組織の点検・見直しを継続的に行うとともに、職員の資質・能力及び力量の向上を目指した SD 研修を活性化させ、教職協働体制による大学運営に取り組んでいく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

全ての専任教員に研究室が用意され、研究用の設備・装置も順次整備している。

研究に充てる時間に関しては、教員は各自の教育・研究のために研修日を週1日設けることを認めている。また、大学運営のための業務も、特定の教員に偏ることがないように配慮し、各教員の担当業務を定めている。

また、専任教員への研究支援は、文部科学省・日本学術振興会・その他各助成団体等からの研究助成に関する情報収集と学内への伝達、補助金等の申請手続き、科学研究費助成事業等のコンプライアンスの遵守に関する研修会やセミナーの開催等を行っている。また、公的研究費の適正な運営・管理の遂行ができるように「公的研究費管理推進委員会」を設置している。さらに、教育研究活動の内容が倫理的配慮又は個人情報保護を必要とする場合、その実施の適否について審査することを目的として「倫理審査会」を設置している。加えて、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18(2006)年6月・文部科学省）」に基づき、その遵守及び動物実験等の適正な運営管理のため「動物実験委員会」を設置している。

研究活動の活性化と本学関係教職員の研究成果の発信を目的として「仙台大学紀要」を年2回発刊している。令和4(2022)年度までに54巻【表4-4-1】発刊されており、その編集作業は、「紀要編集委員会」が担い、博士号の学位を有する教員が査読を担当している。また、年1回「研究計画に基づく研究費研究成果発表会」を開催し、研究成果の発表を通じて教員相互の研鑽に努めている。

【表4-4-1】仙台大学紀要における掲載論文数 (件)

年度	巻	1号	2号	計
令和元年度	51	6	8	14
令和2年度	52	6	6	12
令和3年度	53	5	7	12
令和4年度	54	2	7	9

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26(2014)年2月18日改正・文部科学省）」の概要に基づき、「公的研究費の管理・監査に関する実施基準」を作成し、コンプライアンス教育の推進を含め公的研究費の適正な使用と研究業務の管理に関する必要な事項を定めるとともに、公的研究費による研究活動の支援体制を構築している。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26(2014)年8月26日・文部科学省）」に基づき、「研究活動上の不正行為防止に関する取扱要領」を作成し、研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上を図っている。

平成26(2014)年度より、学内の「公的研究費管理推進委員会」は、所属する全ての専任教員及び関係職員を対象に「コンプライアンス教育」及び「研究倫理教育」に関する研修を定期的に行っている【表4-4-2】。

【表4-4-2】「コンプライアンス教育」及び「研究倫理教育」研修の開催状況

年度	月日	研修内容
----	----	------

令和元年度	令和2年2月12日 令和2年2月27日	コンプライアンス教育研修会（研修） 研究倫理教育研修会（研修）
令和2年度	令和3年2月25日	コンプライアンス教育研修会（動画視聴） 研究倫理教育研修会（研修）
令和3年度	令和4年2月24日	研究倫理教育研修会（動画視聴・教材通読） コンプライアンス教育研修会（動画視聴）
令和4年度	令和5年2月28日	研究倫理教育研修会（研修） コンプライアンス教育研修会（動画視聴）

平成 29(2017)年度より、「公的研究費管理推進委員会」においては、学内の教員が研究倫理に関し、各種機関が開催する研修会等の参加による学修だけではなく、時間と場所を選ばずに学修できる「研究倫理教育教材・研究倫理eラーニングコース [eL CoRE]」（日本学術振興会提供）などのシステムの活用も積極的に推奨している。また、健全な研究活動の推進に向けて、「教育研究活動の内容が倫理的配慮もしくは個人情報保護を必要とする場合に、その実施の適否について審査すること」を目的に「倫理審査会」を設置している。「倫理審査会」への倫理審査の過去4年間の申請件数及び承認件数は、【表 4-4-3】のとおりである。

【表 4-4-3】 倫理審査の申請件数及び承認件数（過去4年間） (件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	40	61	29	28
承認件数	40	61	27	28

※ 条件付承認を含む。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

各年度、全ての専任教員に対して個人研究費を予算化しており、令和 5(2023)年度は年額 15 万円である。また、授業の実施に係る費用については、担当授業科目数・受講者数・授業形態等に応じて、上記の研究費とは別に教育費を全専任教員に予算化している。

大学独自の研究資金として「研究計画に基づく研究費」を設けている。この研究費は「本学教員の学術研究への取組みを支援し、大学教員としての資質の向上を図るとともに、文部科学省科学研究費助成事業等の外部競争的研究資金の獲得につながる創造性・発展性のある研究への助成」であり、併せて「若手研究者の研究活動を奨励・支援するための研究助成」という性格も有している。本研究費は、平成 6(1994)年度から予算編成を開始し、平成 26(2014)年 6 月から従来の内容を基本としながら必要事項等を規程化し、一部改正がなされ現在運用している。なお、研究種目として、「基礎研究」と「応用研究（平成 27(2015)年度以降は当面法人本部直轄の制度として運営）」に大別され、また平成 27(2015)年度申請から新たに「奨励研究」の研究種目を設定している【表 4-4-4】。また、教員からの新規申請に対しての予算交付額については、学長・副学長等で構成されている審査委員会で本研究費審査基準に基づき、厳正に審議のうえ、決定している。継続研究についても、研究

の進捗状況及び経費執行状況等を審査することとしている【表 4-4-5】。また、建学の精神である「実学と創意工夫」の観点から、身体活動を軸とする体育学部としての広い人材育成領域に係る新しい知見の収集分析と教育活動への反映、教員やグループの教育改革、学修環境の整備、教育・事業運営に関する研究、社会貢献活動の推進等に対する研究支援を目的とした独自の制度である「CER(Creative Education & Research Plan in SU)」(教育研究の深化及び質の向上に資する計画)を導入しており、令和 5(2023)年度は 19 件の計画を採択した。

以上に加え、平成 30(2018)年度には、外部競争的な研究事業資金である私立大学研究ブランディング事業費(3,200 万円)の交付対象校に選定され、令和 2(2020)年度までの 3 年間にわたり、スポーツ文化のもつ三つの側面、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」に着目し、仙台市に進出した野球、サッカー、バスケットボールのプロ 3 球団の事業活動を研究対象として設定し、本学の体育・スポーツ及び健康分野に係る研究ノウハウを活用し、地域社会の活性化に果たすプロ球団のもたらすスポーツ文化の展開について、スポーツ科学的視点を踏まえた社会活性化効果の解明に関する研究を行なった。

これらの研究費や教育費等の各種予算の適切・適正な使用を目的に本学独自に作成している「研究費教育費ハンドブック」を全専任教員配布し、それに基づいて執行している。

【表 4-4-4】「研究計画に基づく研究費」申請件数(新規・継続)(単位:件)

年 度	基礎研究	奨励研究
令和元年度	13	2
令和 2 年度	10	2
令和 3 年度	4	4
令和 4 年度	4	3

【表 4-4-5】「研究計画に基づく研究費」予算額(新規・継続)(単位:千円)

年 度	基礎研究	奨励研究
令和元年度	9,269	2,102
令和 2 年度	4,545	466
令和 3 年度	1,218	1,422
令和 4 年度	2,752	1,855

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

研究支援については、外部競争的研究資金の獲得をベースに拡充を図ることを基本に据えて今後も対応していく。まず、他の外部競争的研究資金の獲得につなげるべく、本学独自の「研究計画に基づく研究費」の運用の方法の改善を図り、研究動向を踏まえた研究支援体制の構築、研究力向上のための若手教員の学位取得支援等の研究環境整備等に積極的に取り組む。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントの機能性の確保という点から、大学の意思決定や教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを発揮するうえで求められる権限の分散と責任の明確化、それをベースとする教学マネジメント体制の整備、学長を補佐する体制の確立が図られ、そのための職員の配置と役割も明確にしている。

教員の配置については、「専任教員の職位再任・昇任手続き等に関する要綱」等の規程に基づき適切な基準・手続きにより実施し、専任教員数及び教授数も大学設置基準及び大学院設置基準を満たす形で実施している。また、教員の職能開発等についても、「教育改善企画運営委員会」を設置し、教員の資質・能力向上への取組みを組織的に行い、大学運営のためのSD研修等によりその適正な実施を図っている。

研究支援に関しては、本学独自の研究支援とそれを通じた今後の科学研究費補助金の獲得に向けた研究環境の整備が行われており、研究倫理にしたがって研究を進める体制も整えられている。

以上のことから「基準 4 教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人朴沢学園（以下「法人」という。）は、仙台大学（以下「大学」という。）及び仙台大学附属明成高等学校（以下「高校」という。）を設置している。

「学校法人朴沢学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）は、法人の目的を第 3 条に規定している。「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、創意工夫をもって実学を志し、地域社会や国際社会で十分活動できる智識と技能を鍛えた心身共に健康な人材を育成すること」とし、法令の遵守を明確に定めている。また、法人の経営、教育機関の運営に当たっては、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法規を遵守し、適正かつ的確に運営されている。

組織倫理に関しては、「学校法人朴沢学園船岡地区就業規則」「学校法人朴沢学園における公益通報等に関する規程」及び「懲戒処分のガイドライン」などを定め、役職員による法令違反又は不正行為を防止し、適正かつ公正な業務運営を行っている。また、研究倫理に関しては、「仙台大学倫理審査会規程」及び「仙台大学ヒトを対象とした研究倫理規程」等を定め、本学において教職員が実施するヒトを対象とした研究及び測定に関して「倫理審査会」において、人間の尊厳と人権を重んじ、社会的及び倫理的な観点から実施計画の内容を事前に審査する体制を整備し、研究活動が信頼性と公正性を確保して、誠実に行われるよう努めている。

なお、寄附行為をはじめとする関係規程は、法令の改正、新しい制度の導入等の機会を捉え不断の見直しを行い、必要に応じ、改正を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人は、寄附行為に基づき、業務の最高意思決定機関として理事会を、業務に関する重要事項等について諮問するための機関として評議員会を置いている。また、理事の業務執行を監査する機関として監事を置いている。

理事会は、法人の使命・目的の実現のための基本的方策等について審議するとともに、理事会から委任を受けた業務執行理事がこれらの実現に向けた取組みを行う上で必要な法人の業務に関する事項等を、決定し執行している。

評議員会は、理事長からの諮問を受け、必要に応じ、的確な意見を述べている。

法人には、学校法人朴沢学園寄附行為施行規則（以下「寄附行為施行規則」という。）第 7 条の規定により、「常任理事会」が設置されている。構成員には学長が含まれており、事務局長も陪席している。法人の運営方針や経営状況は学長及び事務局長を通じて、随時、

教学部門等に伝達している。一方、教学部門での教育内容や学生支援等の取組みに関する情報を、執行役員や関係職員に発信する場にもなっており、「常任理事会」は大学・高校の運営に関し、理事会と教学組織との意思疎通を図るためのツールとしての役割をも担っている。

理事長には、寄附行為第 19 条及び同施行規則第 6 条の規定により、法令及び寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項や法人の業務に関する重要事項以外の業務（以下「日常業務」という。）の決定を、理事会から包括的に委任されている。このように理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境は整えられており、使命・目的の実現へ向けた取組みが行われている。

また、副学長を複数体制とし、学長のサポート体制を強化するとともに、学長、副学長、各管理運営機関が一丸となり、大学及び大学院の使命・目的の実現に向けて、不断の改善に努めている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

地球環境保全に配慮した省エネルギーへの取組事例として、平成 25(2013)年度に設備した「震災復興記念プール」があり、室内温水式で 25m×8 コースの施設は、屋上屋根に太陽光発電システムを設置することにより学内の省エネルギー化に寄与しており、プール入口の電光板には発電量等を表示させ「見える化」する工夫もしている。また、毎年 5 月から 10 月までを「クールビズ期間」とし、体育館も含めた建物の室内温度を環境省が推奨する「夏 28 度、冬 20 度」となるよう消費電力を意識しながら空調設定温度を集中管理しているほか、陸上競技場は平成 26(2014)年度に、第 2 グランド野球場は令和 2(2020)年度に、第 2 体育館は令和 4(2022)年度に照明を全て LED に切り替えた。

廃棄物については、粗大ゴミの分解・切断、ペットボトル等の再資源化など減量化に努めながら、学内通達文書等の E メール発信、教授会資料等のペーパーレス化、処分される紙の裏面を再利用する等、ペーパーレスへの取組みを強化している。

2) 人権への配慮

「学校法人朴沢学園個人情報管理基本規程」「学校法人朴沢学園におけるハラスメントの防止等に関する規程」及び「学校法人朴沢学園における公益通報等に関する規程」を制定し、教職員一人ひとりに高い倫理観の醸成と責任ある行動を促しており、「セクハラ」にとどまらず「アカハラ」「パワハラ」「マタハラ」も想定し、ハラスメントの未然防止等に努めている。

また、学生支援センターでは、視覚障害のある学生に対する「ノートテイク支援」や多様な背景を持った学生に対する「合理的配慮の検討・支援」を実践しているほか、外国人留学生に対しては「インターナショナル・ラーニングサポート・グループ」が各種支援に当たっている。

3) 安全への配慮

学内外の様々な危機に対応するため「危機管理マニュアル」を制定し、教職員にマニュアルの周知徹底を図り、有事の際に学生等の安全を確保できるよう体制を整備している。令和 3(2021)年度には自然災害時の対応に加え、飲酒、薬物、SNS、性感染症などについて

での注意喚起を網羅した冊子「学生生活は危険がいっぱい」を作成し、毎年4月、危機管理の啓蒙資料として新入生に配布している。

また、大地震等の災害発生時の安否確認や学生生活における重要な情報を携帯のメールを利用して提供する「携帯緊急メールシステム」を導入し、毎年度運用訓練を実施している。消防訓練及び避難訓練は、毎年1回、教職員対象に行っており、令和元(2019)年には大地震が発生したという想定のもと、全学の学生を参加させて避難訓練を実施した。校内の各教室等には避難経路を表示し、守衛室には災害時優先電話を設置するとともに非常用飲料水・非常食・簡易防寒防水ブランケット等を常備している。

体育系大学は他大学に比べ高度な身体活動が広い敷地等で各々行われることから、AED（自動体外式除細動器）を漕艇部寮、サッカー・ラグビー場、第2グラウンド、川平キャンパス等を含め大学関係施設に10台（うち持ち運び用1台）を配置している。

令和4(2022)年度から、スポーツ局の取組みの一環として、スポーツの安全安心に関する講習会（脳震盪、熱中症、AED等）や柴田消防署とタイアップしながら、救命講習会も教職員・学生を対象に開催している。

平成30(2018)年から、地域安全への配慮として「ながら見守り隊」を結成し、大河原警察署からの委嘱扱で在学生約2,600人が防犯意識を持って日常生活をしながら地域の子供たちの登下校時間帯等を見守り、異変に気付いた時は同署へ通報する取組みを継続している。

健康管理センターでは毎年、地球温暖化を背景に危険レベルの暑さが懸念される中、学生及び教職員を対象に熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、日本気象協会が発表する暑さ指数や予想最高気温等を「熱中症予防情報」としてメール配信し、日常生活及び運動に関する具体的な指針を示して、熱中症予防行動をとるよう促している。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、大学及び大学院の使命・目的を達成すべく、関係法令を遵守し、寄附行為、学内規程等に基づいた誠実な経営に努める。また、法令の改正、新しい制度の導入などの機会をとらえ、必要に応じ、諸規程等の見直しを行っていく。さらに、環境保全、危機管理や防災対策に関する最新情報の収集に努め、関係機関と連携・協力し、環境にやさしいキャンパスづくりや、教職員、学生等の安全の確保、災害の防止に努める。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為第18条に基づき、事業計画案や予算案審議等のために定期的開催される場合と、緊急案件を審議するために臨時に開催する場合がある。いずれの理事会についても、理事の出席数は、全て定足数を満たしている。なお、理事が理事会当日に出

席できないときは、理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示すれば出席者としている。書面出席者を加えた場合の出席率は殆ど毎回 100%となっている。また、理事には、外部から選任された複数の者も就任している。理事会では、外の視点から法人経営に関する意見等が述べられることなどによって、公平かつ適正な意思決定がなされている。

寄附行為施行規則第 7 条の規定により、理事長、常務理事（2 人）、学長である理事及び校長である理事で組織する「常任理事会」が設置されている。「常任理事会」は、原則として、月 2 回開催され、法人の日常的な業務に関する事項や大学経営に関する諸課題等を審議の上、処理方針等を決定し、迅速な業務の執行に資するとともに、これらに関連した情報連絡等が行われている。なお、「常任理事会」には、常任理事会メンバー以外の常勤理事、大学と高校の事務局長及び法人職員も常に陪席し、経営部門と教学部門との有益な情報共有、意見交換が行われている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、関係法令、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき、厳正に運営されており、適正な意思決定が行われている。

今後とも、法人の目的、大学及び大学院の使命・目的に沿った業務執行ができるよう適切な理事会運営を行っていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、寄附行為第 6 条第一号の規定により、学長就任と同時に理事に就任する。大学の管理運営機関の長である学長が、理事会の構成員となることにより、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制が整っている。また、学長は、理事会の方針を踏まえた大学運営を行っており、法人及び大学の意思決定の円滑化に有効な役割を果たしている。

学長及び事務局長は、寄附行為施行規則第 7 条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき、原則として、毎月 2 回開催される「常任理事会」に出席及び陪席している。また、大学の事務局長補佐は、学長及び事務局長のサポートを行うとともに、審議・決定事項等を把握し、大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化のため、迅速な情報伝達に努めている。一方で、学長及び事務局長は、教授会や各種学内委員会における審議経過や審議結果等の情報を、「常任理事会」を通じ、関係者に随時発信している。

学長、教授、事務局長等教学部門から 5 人の役職員が、寄附行為第 25 条第 1 項に基づき、評議員として選任されており、評議員会の審議状況は学長及び事務局長を通じて、随

時、教学部門等に伝達するとともに、必要に応じ、教学部門等の意見を集約し、評議員会に報告するなど、双方向で適時適切に情報交換が行われ、同部門の意見等が評議員会の諮問結果に反映されている。

このような体制において、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑に行われている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は、法人の最高意思決定機関として、法人の業務に関する重要事項に関して決定し、業務執行理事の執行状況を随時監視している。また、日常業務の決定については、寄附行為第 19 条及び寄附行為施行規則第 6 条の規定により、理事会から理事長に委任されており、理事長が法人の管理運営を行う上で、リーダーシップを発揮できる内部統制環境が、整備されている。

理事長は、寄附行為第 21 条第 3 項に基づき、評議員会を招集し、寄附行為第 23 条に定められている事項について、評議員会の意見を聴くなど、適切に評議員会を開催している。また、このことにより、評議員会は、法人や業務執行理事の執行状況を確認するとともに、大学の運営、大学の各管理運営機関の執行状況等も、厳正にチェックしている。

監事は、寄附行為第 7 条の規定に基づき、理事会において、この法人の理事、職員若しくは評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外のものから候補者を選出し、理事長は候補者の中から評議員会の同意を得て、2 人の監事を選任している。これらの監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、法人本部、大学等に関する事業内容、決算及び財産状況、事業計画、予算編成状況、理事の業務執行の状況等について、監査を実施している。なお、監事の理事会及び評議員会への出席状況は、毎回 100% となっており、適切に職務が遂行されている。また、監事の監査結果については、監査報告書として、毎年度 5 月に開催される理事会及び評議員会に提出されている。この報告書は、私立学校法第 63 条の 2 及び寄附行為第 39 条の定めにより、ホームページでも公表している。

評議員会の設置及び運営は寄附行為第 21 条で、評議員会への諮問事項は寄附行為第 23 条で、評議員の選任は寄附行為第 25 条で、それぞれ定められている。評議員の評議員会への出席数は、全て定足数を満たしている。なお、評議員が評議員会当日に出席できないときは、評議員会に付議する事項について、書面をもってあらかじめ意思表示すれば出席者とみなされ、書面出席者を加えた場合には、殆ど毎回 100% の出席率となっている。評議員の出席状況は、良好に保たれ、評議員会も、寄附行為の規定に基づき、適切に運営されている。

以上のことから、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、適切かつ有効に機能している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門との緊密な情報共有及び意見の交換、内部統制環境の在り方等の不断の見直しにより、引き続き、法人の意思決定が円滑に行われるよう、また、理事会、監事、評議員会等の相互チェック機能が、これまで以上に機能するよう体制の整備に努める。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人で取組んできた川平地区再整備事業（高校校舎建替、仙台大学仙台サテライト拠点、法人本部、連絡橋等）は、令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度の工期で竣工した。総工費は、仕様変更及び建築資材の高騰はあったものの 63 億円を計上し予算（総工費 65 億円）内に収まった。

過去 5 年間の財務推移は、概ね川平地区再整備事業の工期と重なり【表 5-4-1】のとおりである。令和元(2019)年度は、川平地区再整備事業に伴う資産処分（不要施設の取壊し）等の一時的費用計上により、令和 4(2022)年度はウクライナ戦争等に起因する諸物価高騰等により経常収支差額が赤字計上となった。その他の年度は黒字を確保できた。現行の学校法人朴沢学園中期経営計画（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度）との対比では、令和 4(2022)年度は想定外の外部環境変化により未達となったものの令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度までは概ね予定を上回っており中期経営計画に基づく適切な財務運営を確立している。また、大型投資に備えて長期財務計画を策定し、財務目標シナリオと財務限界シナリオを定め、その間の財務状況が収まるように運営を行い、安定的な財務構造の構築を目標とした。令和元年度に資産処分等の一時的費用計上により限界シナリオに一度抵触するものの、目標シナリオは平成 30(2018)年度の策定以来 3 期間（5 期間中）超えることができ安定した財務運営を実現している。

現在、次期中期経営計画（令和 6 年度～令和 10 年度）の策定作業中である。以下の点に留意して策定を進める。第一に計画の進捗の明確化のために KGI(重要目標達成指標)、KPI(重要業績評価指標)を明確に設定する。第二に財務計画の精緻化のために事業活動収支計算書に加え資金収支計算書の策定も行う。第三に日本高等教育評価機構による大学認証評価を踏まえ、主なステークホルダーの意見も反映させる。

各年度予算編成時には、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額の確保に努めている。収入面では、あらゆる収入確保の機会（入学者の充足、中退者数の圧縮、外部資金の獲得等）を捉え、一方、支出面では、理事長出席の下で予算会議を開催し、支出全項目の徹底した見直しにより経費の圧縮を行うとともに、新規案件支出においては、設置効果等を念頭に計画している。

【表 5-4-1】 経常収支差額・基本金組入前当年度収支差額推移 (百万円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経常収支差額	全体	78	△107	59	59	△110
	大学	253	71	337	405	216

基本金組入前 当年度収支差額	全体	66	△177	52	74	△78
	大学	242	52	316	413	231
中計 経常収支 差額	全体	—	△157	45	16	72
中計 基本金組 入前当年度収支 差額	全体	—	△175	27	16	72
長期財務 経常 収支差額(全体)	目標	△40	△83	△112	22	66
	限界	△45	△144	△221	△154	△162
長期財務 基本金組入前当年度 収支差額(全体)	目標	△58	△103	△132	22	66
	限界	△63	△164	△241	△154	△162

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人は、最大の投資である川平地区再整備事業を令和元(2019)年度から取組み、工事に伴う一時支出増及びウクライナ戦争等の予測不能な事態による諸物価高騰に見舞われているものの過去5年間では、経常収支差額は、2期赤字〈令和元(2019)年度・令和4(2022)年度〉に収まっている。財務基盤の安定のため、支出項目の継続した全面見直しを行い、加えて大学においては年度末手当の業績連動への支給方法変更、高校においては年度末手当の廃止等に踏み込んだ取組みも行っている。

法人収入の源泉となる学生募集動向は、【表5-4-2】のとおり、令和3(2021)年度・令和4(2022)年度に入学定員数の若干の減少があったが、令和5(2023)年度には上向きとなってきた。入学定員充足率は、過去5年間110%前後を維持している。但し、高校において未充足の拡大がある。さらなる経費見直し、募集活動の見直しの強化を行い財務基盤の安定に向けて取り組んでいる。

【表5-4-2】入学者・在籍者推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学者数(人)	680	672	646	646	658
入学定員充足率	113%	112%	108%	108%	110%
入学定員充足率※	103%	103%	—	101%	—
在籍学生数(人)	2,578	2,623	2,636	2,617	2,618
収容定員充足率	109%	107%	106%	105%	104%

※日本私立学校振興・共済事業団「令和4(2022)年度私立大学入学志願動向」

学生の入学定員の充足による学納金収入の安定した確保への取組みに加えて、教育の質向上のため、外部資金の獲得ができるよう以下の取組みを行っている。

補助金獲得については、【表5-4-3】のとおり取り組んでいる。また、平成30(2018)年度には3年間の「私立大学研究ブランディング事業」に選定され、令和4(2022)年度には「若手・女性研究者奨励金」の補助金を獲得した。さらに、設備関連補助金獲得にも取組み教育環

境の充実を図っている。

【表 5-4-3】 補助金獲得推移

(百万円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経常費等 補助金	全体	740	651	806	889	943
	大学	359	274	434	498	563
施設設備 補助金	全体	5	11	41	19	24
	大学	5	11	0	10	7

受託事業収入は、【表 5-4-4】 のとおりである。受託事業は、令和 2(2020)・3(2021)年度は、コロナ過の影響により減少していたが、令和 4(2022)年度から以前の水準に回復してきた。令和 5(2023)年度以降も取組みを強化している。また、科学研究費補助金については【表 5-4-5】 のとおりである。

【表 5-4-4】 受託事業収入推移

(千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
金額	全体	52,435	41,087	20,048	26,034	38,878
	大学	39,810	30,453	10,125	15,280	27,696
件数	全体	53	20	31	37	50
	大学	51	19	29	36	49

科学研究費補助金は、【表 5-4-5】 のとおりである。

【表 5-4-5】 科学研究費補助金採択状況推移

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申請数 (件)		15	15	13	11	10
新規 採択数 (件)		1	2	3	3	2
新規 研究費 (千円) *		1,170	780	2,860	8,320	2,210
継続 件数 (件)		4	3	4	5	5
継続 研究費 (千円) *		4,680	3,900	5,330	4,420	3,380
総計 (件)		5	5	7	8	7
総額 (新規+研究費) (千円)		5,850	4,680	8,190	12,740	5,590

* 研究費：直接経費＋間接経費

寄付による浄財獲得のために、現在行っている学校法人朴沢学園創立 140 周年記念夢実現寄付金が令和 6(2024)年 3 月末に完了することから、継続して新たな寄付募集を検討している。

寄付の裾野を広げるために令和 5(2023)年 7 月に税額控除対象法人の申請を行っている。

資産運用については、「特定資産運用指針」を定めているものの、余裕資金は、安全性重視で譲渡性預金を中心に運用を行っている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

18才以下人口の継続した減少という厳しい経営環境下、生成 AI 等の社会変動のなか、教育機関を取り巻く社会的ニーズを迅速に、的確に捉えて質の高い教育実践ができるように、中期経営計画に則り計画的な財務運営を行い、安定の確立を目途とする。

多様な収入獲得手段である外部資金の獲得については、引き続き、採択制特別補助金、受託事業、科学研究費等の獲得に取り組む。

予算編成及び執行管理の精度を高め、法人一体となって資金効率を高めていく。教育研究の質の向上の観点からも、教育研究費比率（大学）を「令和 4 年度版今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）の令和 3 年度全国平均（医歯系法人を除く大学法人平均）の 34.3%を目標として、予算を編成するように努める。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

法人の会計処理は、学校法人会計基準を遵守し、「経理規程」その他の関連学内規程に則り、適正に行われている。

会計処理に当たっては、経理全般の責任者を常務理事（財務担当）、各部門責任者として、法人本部は常務理事（財務担当）、大学は事務局長、高校は事務長と定め、厳格で、効率的な業務の執行に努めている。

予算は、予算編成実施計画に基づき、各部門で予算編成資料（積算書）を作成し、予算の適正かつ効率的な運用に資するため、理事長出席の下で、予算会議を部門ごとに開催し、編成している。予算の執行途中において、状況の変化等により予算の追加又は重要な変更を必要とするときは、補正予算を編成している。

計算書類は、学校法人会計基準に則り、公認会計士による監査受監及び指導により厳正に作成している。財務諸表の情報公開は、決算確定後に行っている。法人ホームページに、資金収支計算書、事業活動（消費）収支計算書、貸借対照表、基本金明細表、財産目録、監査報告書及び事業報告を公開している。また「財務書類等閲覧規程」を制定し、閲覧請求に対応している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、学校法人会計基準及び関連法規等を遵守し適正な会計処理が行われているか否かを公認会計士による会計監査及び監事による監査により、厳正に行われている。

公認会計士による会計監査（通常 4 人、決算監査 5 人）は、年 9 回（会計監査 6 回、金庫検査 2 回、決算監査 1 回）にわたり、【表 5-5-1】のとおり実施している。会計処理について、その都度、指導・助言を受けている。

【表 5-5-1】公認会計士監査（含む金庫検査）状況

	令和 3 年度	令和 4 年度
実施延べ日数	9 日	9 日
監査延べ時間数	330 時間	328 時間

監事監査は、目的及び内容の明確化を図るため学校法人朴沢学園監事監査規程を令和 5(2023)年 4 月 1 日に制定した。監事監査は、業務遂行若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について適正かつ効率的な運営に資するため、監事は、理事会・評議員会に出席し業務執行状況を確認し、必要に応じて、意見の表明を行っている。また、監事監査（決算時）では、理事長による事業報告の後、法人事務局財務室長の決算状況報告、大学事務局長、高校事務長による教務を含む業務執行状況報告等を行い、その結果は、「常任理事会」、理事会及び評議員会へ報告を行っている。令和元(2019)年度より開始した、設置校ごとの監事監査を行い、教務的な面及び業務運営的な面の監査を継続実施している。

内部監査は、令和 5(2023)年 4 月 1 日付で内部監査規程を制定及び事務組織規程等を改正し監査室を新設し人員を 2 名配置し法人事務局、設置校 2 校の実地等監査を計画的に実施している。

公認会計士、監事、監査室との情報交換を定期的を実施し、三様監査体制を構築し厳正な運営を行っている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準等の定めに従い適切に会計処理を行うため、予算・会計担当者の専門知識・問題発見能力・課題解決能力を向上させ、適切な会計処理を行っていく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律は、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為及び学内規程に基づき、適切に保持・確保している。また、経営に当たっては、理事会、評議員会、「常任理事会」等法人の機関が寄附行為等に基づき、それぞれの役割を適正に行っており、法人と大学の管理運営機関が連携協力し、誠実な経営に努めている。

法人及び大学の運営管理は、理事長及び学長のリーダーシップの下で、迅速な意思決定が行われ、適切な業務執行が行われている。

財務運営については、長期財務計画及び中期経営計画に則り、財政基盤が一層安定するよう計画的に行われている。会計処理については、学校法人会計基準、経理規程等に則り、公認会計士の指導・助言を受けながら適正に行われている。公認会計士による会計監査、監事による監事監査、監査室による内部監査の三様監査体制を確立し厳格な内部統制を図っている。

以上のことから「基準 5 経営・管理と財務」を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第 2 条の 2 において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。」と定めている。また、大学院学則第 3 条においても「本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と定めている。

内部質保証を担保するための組織として、委員会に関する規程に基づき、学長を責任者とする常置の「自己点検・評価運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置している。運営委員会は、本学全体を俯瞰する組織であることから、本学全体の運営に関する重要事項の調整及び審議を行う「学内調整会議」の構成員に加え、教学組織の 5 名のセンター長と法人事務局の常務理事 2 名が構成員となり、自己点検・評価規程第 4 条に基づき、日本高等教育評価機構の評価基準に準ずるとともに、「国際交流と連携に関すること」「社会貢献・連携に関すること」について点検及び評価を行っている。運営委員会の運営や学内における自己点検・評価の一切の取りまとめは IR 課が担っており、自己点検・評価は組織的かつ責任ある体制が確立されている。なお、運営委員会で審議した自己点検・評価活動に関する事項については、速やかに教授会及び「部長会議」に報告し、全教職員との情報共有と共通理解を図っている。

令和元(2019)年度の日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）による大学機関別認証評価受審以降も不断の自己点検・評価活動を継続し、令和 3(2021)年度・令和 5(2023)年度には自己点検評価書を作成し、そこで浮き彫りとなった課題、時代や社会のニーズへの対応を図るなど全学的に取組み、内部質保証の充実に努めている。

なお、内部質保証に関する全学的な方針として、「内部質保証に関する基本方針」を定め、令和 6(2024)年度より運用する予定である。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、不断の自己点検・評価活動の充実を通し、学内外における教育研究活動の質向上を図る。定期的実施している各種自己点検・評価や日頃の業務等において、内部質保証の充実及び全教職員の自己点検・評価に対する意識向上を図る。

学長のリーダーシップの下、PDCA サイクルが実質的なものであり続ける体制づくりを進める。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は平成 20(2008)年度から毎年度、各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を実施している。組織・担当業務の振り返り及び業務目標の設定と、全教員による研究活動や教育活動での「目標と結果」「次年度に向けた課題と目標」（前期は「後期に向けた課題と目標」）の整理を行い、その内容をポータルサイトで全教職員が閲覧できるようにし、共有している。

また、令和 2(2020)年度からは本学が所在する柴田町の役場職員や、柴田町社会福祉協議会の職員を対象に、そして、令和 3(2021)年度には「仙南地域におけるスポーツ活性化支援コンソーシアム」の構成メンバーである本学近隣の市町や企業を対象に、本学の三つのポリシーに関する点検評価を目的としたアンケート調査を実施している。アンケートの結果や分析した内容については、「自己点検・評価運営委員会」や教授会への報告を通して、全教職員と共有されている。

さらに、令和 3(2021)年度・令和 5(2023)年度には、評価機構の評価基準並びに本学独自の評価基準に基づいた自己点検評価報告書を作成し、「自己点検・評価運営委員会」や教授会での報告を通して全教職員に共有しているほか、ホームページでも公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

教学組織の IR 部、事務組織の企画部・IR 課（以下、総称して「IR 部門」）が連携を取り、さまざまな調査への対応とそこから得られた結果分析の支援を行う体制を整えている。

具体的な取組みとして、IR 基礎データ集（以下「基礎データ」という。）がある。基礎データは 16 章で構成されており、学校基本調査や評価機構のエビデンス集（データ編）で求められているデータをはじめ、本学独自に設けたデータ項目について、毎年度収集、整理し全教職員が閲覧できるようにしている。

また、令和 4(2022)年度からは、学生の学修成果の達成状況を検証することについても、IR 部と教育企画部が連携し取り組んでいる。アセスメント・ポリシーに基づき、科目レベル、教育課程レベル、機関レベルごとの検証分析を行う予定であり、さらに、基準項目 6-2-① で示した三つのポリシーに関するアンケート調査の結果等も踏まえ多角的な検証を行うなど、IR 機能を十分に活用しながら教育の質の向上にも努めている。

さらに、令和 3(2021)年度に実施した自己点検評価報告書作成にあたっては、IR 部及び IR 課が主導して取りまとめ、その過程で明らかになった課題の解決に対しても関与するなど、内部質保証の組織体制における IR の機能強化が図られている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまで、IR 部門が中心となって収集してきた基礎データについては今後も継続し、得られた結果の分析結果等を大学執行部や法人に積極的に提供していく。

また、現在は学内のみで閲覧可能となっている基礎データについては内容を精査し、ホームページ等で学外にも積極的に情報公開していく。

令和 5(2023)年度からは、学生の学修成果を把握することで大学全体の教育改善をさらに推進し、教育の質の向上に向けて、不断の検討と改善を進めていく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の内部質保証の体制は、学則に定める使命・目的及び教育目的を反映させた三つの方針「ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）」を実現するために確立され、各組織及び教職員がそれぞれ責任を明確化しながら自主的・自律的な点検・評価に取り組んでいる。

教員は前期末と年度末の年 2 回「前期（年度）振り返りと後期（次年度）に向けて」を作成し、学生からの授業評価アンケートの結果、自らが付与した成績と学生がルーブリックから自己評価した差異を確認している。このことにより、自ら担当する科目における学修成果の状況を可視化することを可能としており、後期あるいは次年度における授業改善にも役立てている。また、教学組織の長と事務部門の長については、年度初めには業務目標を、年度末には業務目標に対する成果を報告することとしている。これらは全教職員に共有されており、内部質保証を確立する上での取組みの一つとしている。

さらに、アンケート調査等を通して外部からの評価も適宜取入れ、教育研究活動をはじめ大学全体の改善に繋げている。

また、令和元(2019)年度の認証評価結果によって付された「参考意見」において「仙台大学の専門教養演習Ⅰ」「仙台大学の専門教養演習Ⅱ」「仙台大学の専門教養演習Ⅲ」については、担当教員間で実施方法が異なるため、可能な限り共通した実施方法で授業展開されることが望まれる」と指摘されたことを踏まえ、「仙台大学の専門教養演習ⅠⅡⅢ」の新たな方向性に向けて取り組んでいる。このように認証評価の結果を改善に結び付けることで、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し機能させている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き内部質保証を機能させるため、大学、教員個人のレベルにおいて PDCA サイクルが確立する仕組みをさらに充実させていく。

「自己点検・評価運営委員会」において、令和 5(2023)年度の点検・評価結果の検証に基づく改善状況について把握するとともに、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と

中期経営計画を踏まえた大学全体の質保証の関係性を整理し、内部質保証システムの見直しを行っていく。

【基準 6 の自己評価】

本学の内部質保証のための自己点検・評価は、学則第 2 条の 2 及び大学院学則第 3 条にのっとり、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえて自主的かつ自律的に実施している。また、学内の自己点検・評価活動の中心的役割を担う「自己点検・評価運営委員会」は、学長のリーダーシップの下、その機能を十分に発揮し、学内外の教育研究活動の充実、発展に資している。

各種自己点検・評価の結果や成果については、教授会での共有をはじめ、学内ポータルサイトで常に関連できる環境を整えており、教職員全体の自己点検・評価に対する意識向上につなげている。さらに、それらの結果は内部質保証につなげるための PDCA サイクルの中で改善にも役立てられている。

以上のことから、「基準 6 内部質保証」を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献・連携

A-1 大学の教育研究活動の成果の提供による社会貢献

A-1-① 大学の教育研究の成果を社会に提供する努力がなされていること

A-1-② 本学のスポーツ・健康科学面での教育研究活動の成果の地域社会への提供により、地（知）の拠点としての本学の役割につき地域社会の理解と協力を深めること

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の教育研究の成果を社会に提供する努力がなされていること

本学は、教育基本法第 7 条及び学校教育法第 83 条 2 項により「大学の教育研究活動の成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与すること」が謳われていることを踏まえ、本学の基本理念「スポーツ・フォア・オール」に基づく体育・スポーツ及び健康分野に係る教育研究活動の成果を地域社会に提供することを本学の重点的課題として取組んでいる。これを通じ、地域との協力関係の強化を図り、地方小規模大学の安定的な運営という視点からも、本学の教育研究に係る物的・人的資源の社会への提供について組織的に対応している。

主な取組みは、以下のとおりである。

1) 地域自治体・企業との共同研究

共同研究は、「仙台大学産学共同研究等取扱規程」に基づき、教育研究上有意義で、本学の教育・研究に支障をきたさない場合であり、優れた研究成果が期待できるものを受入条件として実施している。現在は新型コロナウイルスの影響により研究活動を制限しなければならない状況が続いているが、令和 5(2023)年度においては、川平KMCHでの「人口減少化において、身体活動に関する素養を保有する『適材の確保』に繋がる人材育成と建設業の直面する課題解決」に関するテーマの研究を鹿島建設株式会社と共同して行っている。

2) 教育研究に係る大学施設の地域への開放

地域社会への教育研究に係る大学施設の利用開放を積極的に行うことにより、大学の地域で地（知）の拠点としての理解の促進に努めている。大学が所在する柴田町や各種スポーツ協会、その他関連団体等へ利用開放を実施してきたが、令和 2(2020)年度においては、新型コロナウイルスの影響により大幅に減少し、利用実績は 4 件のみであったが、令和 3(2021)年度においては 17 件、令和 4(2022)年度においては 25 件となっている。

3) 公開講座の推進

ア. みやぎ県民大学仙台大学開放講座

本学は宮城県教育委員会が実施している「みやぎ県民大学」に参加し、平成 4(1992)年

度以降は毎年開設している。令和元(2019)年度から令和4(2022)年度におけるテーマは、【表A-1-1】のとおりである。〈令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により中止〉

この開放講座では、体育系大学としての専門科目担当教員のみならず、教養科目の担当教員も含めた本学教員の教育研究の成果を体育や健康といった領域に加え、一般教養の領域にも広げて実施している。

【表 A-1-1】みやぎ県民大学仙台大学開放講座テーマ（過去4年間）

年 度	講座名（テーマ）	受講生
令和元年度	家族の栄養について考えよう	12人
令和2年度	野球をより身近に体験しよう～手打ち野球を体験～	中止
令和3年度	武道 競技と社会の安全安心	9人
令和4年度	子ども理解を深めるためには	11人

イ.ジュニアスポーツ教室等

平成15(2003)年度より、本学の体育館等を使用し、学生補助員も活用して未就学児から中学生までを対象にした各種教室を開設しているが、令和2(2020)年度以降はコロナ禍の影響で開催を中止している〈柔道塾は、令和5(2023)年度から再開〉。また、サッカーJリーグのベガルタ仙台と連携し、本学サッカー・ラグビー場を会場として開催しているジュニアサッカースクールに学生を派遣し、ジュニア選手の育成も行っている。

これらの教室は、学生にとっては、スポーツ指導のノウハウを学ぶ実践の場としての機能も果たしている。

ウ. 仙台大学川平キャンパス公開講座

川平キャンパスの知名度向上及び本学の教育研究活動を広く周知することを目的として、高大連携事業の一環として、令和5(2023)年度から市民向けの公開講座を年間で40回程度開講することとした。本講座は、企業による「寄附講座」として共同事業等の申し出を受けているカメイ株式会社から寄附金を受け開講している。講座の受講生は、18歳以上の方を対象としているが、中高生も参加可能としており、近隣の町内からの参加をはじめ、県外からの参加もあり、好評を得ている。

4) 地域の小学生・中学生を対象とした「未来先生」の開催

平成28(2016)年度より、柴田町内の小学校（6校）・中学校（3校）を対象として主に、長期休業中や、放課後の時間を活用し、「未来先生」を開催している。地域の小学生・中学生を対象に、教員志望の学生が「教師役」となり、学習活動・学校行事の補助、部活動指導等を担当した。教師役の学生にとっても「教える」ことの実践体験として貴重な学びの機会となっている【表A-1-2】。

なお、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度については、コロナ禍の影響により中止とした。

【表 A-1-2】 未来先生に参加した学生数（過去 4 年間）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学生数	58	—	—	—

5) 高大連携事業の実施

本学は、県内では令和 2(2020)年度に聖和学園高等学校、県外では令和 3(2021)年度に聖光学院高等学校を皮切りに積極的に連携協定を締結し、令和 5(2023)年度から出前授業を開始している。具体的には、連携協定校での「探求活動」等の授業に対して、本学 6 学科の豊富な専任教員より、随時最適な講師を派遣している。

A-1-② 本学のスポーツ・健康科学面での教育研究活動の成果の地域社会への提供により、知(地)の拠点としての本学の役割につき地域社会の理解と協力を深めること

本学の体育・スポーツ及び健康分野での教育研究活動の成果の地域社会への提供により、知(地)の拠点としての本学の役割につき地域社会の理解と協力を深めるべく次の事業を実施している。

1) 近隣市町における健康増進事業及び運動・スポーツ習慣化促進事業

本学では、従来から大学所在地である柴田町をはじめとする近隣市町等の要請に応じて、高齢者を対象とした「転倒予防教室」を平成 13(2001)年度に開設するなど、各種健康増進事業を展開してきた。そして近年、その対象地域は近隣市町に留まらず、県内外の各地に拡大している。また、平成 30(2018)年度より柴田町からの委託を受け、柴田町民及び在勤者を対象とした運動・スポーツ習慣化促進事業も行っている。令和 2(2020)年度・令和 3(2021)年度は新型コロナウイルスの影響により中止したが、令和 4(2022)年度より「シン・町ジム」（令和 5(2023)年度は「まちジム 2023」）として事業を再開した。派遣型の事業が多い本学において、働き盛り世代をターゲットに大学開放型のスポーツイベントとして町民から好評を得ている。

令和 4(2022)年度に実施した主な健康増進事業は、以下のとおりである。

大和町「健康増進事業」
柴田町「生活習慣病予防運動教室」
「みんなで歩こうぞ」
「健康しばたサポーター研修会」
「運動普及リーダー養成講座」〈1 次介護予防「元気はつらつお達者 day」事業〉
「柴田町トップアスリート育成事業〈令和 5(2023)年度より未来アスリート育成事業に呼称変更〉」
角田市「生きがい健康クラブ講師派遣事業」
丸森町 たんぽぽこども園・ひまわりこども園「幼児の体力向上に関する事業」
山元町「山元町みのりプロジェクト推進事業〈スポーツの楽しさを伝える研修会〉」
大河原町「体力・地域スポーツ力向上推進事業〈令和 5(2023)年度より仙台大学と大河原町 3 小学校との体力づくり連携事業に呼称変更〉」
J A グループ宮城「百歳元気プロジェクト」

昭和電線ケーブルシステム（株）「健康支援プロジェクト」

2) 地域社会の学校等に対する支援事業等

平成 15(2003)年 4 月に「学生支援センター」を設置し、同センターが窓口となり、地域社会からボランティアの派遣依頼を受けている。派遣依頼の内容としては、近隣の小中学校や教育委員会等からの部活動指導補助、学校行事補助等への学生派遣要請が多く、「学校支援ボランティア人材バンク」に登録した主に教職を目指している学生がきめ細かく対応している。これらの経験は、インターンシップとしての側面も持ち合わせていることから、学生にとっても有意義な経験となっている。

また、令和 5(2023)年 3 月現在で、大河原町、角田市、仙台市、柴田町、岩沼市、大崎市、名取市の各教育委員会と学校支援ボランティアの派遣に関する「連携協力」に関する協定書等を締結しており、協定に基づいて学生の派遣を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響から募集・参加とも激減し、現在もなおコロナ前には戻っていない【表 A-1-4】。

【表 A-1-4】 ボランティア参加学生に対しての感謝状授与（過去 4 年間）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ボランティア 依頼件数	103 人	7 人	48 人	65 人
実施回数	19 人	7 人	18 人	8 人

3) 東北こども博の開催

東日本大震災によって被災した被災地の子どもたちの心身のリフレッシュ、子どもたちの本来の心身共に健康的な生活への回復を願い、東北こども博を柴田町との共催で実施している。学生の創意工夫により、スポーツや玩具で遊ぶことで心身のリフレッシュができる機会を提供してきている。なお、令和元(2019)年度は台風、令和 3(2021)年度は新型コロナウイルスの感染状況の悪化のため開催中止、令和 2(2020)年度と令和 4(2022)年度は新型コロナウイルスの影響で規模縮小・人数制限を設けたが開催した【表 A-1-5】。

【表 A-1-5】 東北こども博の来場者数の推移（過去 4 年間）

年 度	1 日目	2 日目	合 計
令和元年度	台風の影響により中止		
令和 2 年度	376 人（雨）	開催なし	376 人
令和 3 年度	新型コロナウイルス感染症により中止		
令和 4 年度	1,028 人	開催なし	1,028 人

4) タレント発掘事業

JOC（日本オリンピック委員会）、JISS（国立スポーツ科学センター）が国策として実施している将来オリンピック等としての可能性を見出すことを狙いとしたタレント発掘事

業に対して、本学ではスポーツ健康科学研究実践機構を中心にその知的資源を活用し連携協力を行っている。

令和 5(2023)年度は、東北地方では、公益財団法人宮城県スポーツ協会からの委託による「みやぎジュニアトップアスリートアカデミー事業」、岩手県体育協会「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」、秋田県スポーツ科学センター「AKITA スーパーわか杉っ子発掘プロジェクト」、山形県スポーツタレント発掘事業実行委員会「YAMAGATA ドリームキッズ」、山形県高等学校体育連盟「選手強化講習会」の各事業に協力している。

5) 地域社会の各機関との連携協力

ア. 地方自治体

令和元(2019)年度から令和 4(2022)年度まで、気仙沼市とソフトバンクの 3 者での協定により、地域スポーツ力の向上と、部活動顧問の働き方改革の実現をめざし、ICT 等を活用した部活動支援事業を実施している。続いて令和 2(2020)年 9 月に、郡山市とも連携協定による ICT 等を活用した支援を開始している。これは、各中学校から送られてくる動画を、専門的な知識を持った本学の教職員や各部に所属する学生が、画面や音声で遠隔指導を行うもので、中学校部活動のレベルアップと、競技経験が少ない顧問の負担軽減を図っている。中学校等の教育現場では、長時間労働が問題となっており、本学の資源を有効に活用するとともに、本学学生の教育の場の創出という点からも、今後も規模を拡大することとしている。

また、令和 3(2021)年度には、本学が持つ体育・スポーツ、健康面などの教育研究資源を活用し、地域に貢献するとともに地域の活性化に寄与することを目的として、産学官で地域の課題とその解決策について議論するために連携する近隣の自治体及び企業等に呼びかけ仙南地域におけるスポーツ活性化支援コンソーシアムを立ち上げた。それと同時に、地域の中学校の部活動における指導者不足などの課題解決のために、希望する中学校に対し、本学の学生を派遣した部活動支援を実施している。令和 5(2023)年度は、亘理町・山元町の中学校に学生を派遣して部活動支援を実施している。

そのほか、亘理町とのクリケット競技によるまちづくりの推進や、富谷市との生涯スポーツの振興や人材の育成を目的とした事業など、仙南地域を中心に多数の自治体の課題解決に向けた事業を積極的に展開している。

宮城県丸森町のこども園にて、体力の向上を目的に 4・5 歳児を対象に運動指導を実施している。

本事業は、運動教室を通じて園児の体力を向上させるだけでなく、保育士が運動指導を行えるよう、勉強会を含めて指導スキルを向上させる目的で実施している。

園の運動活動の実態を調査すると、集団遊びの経験不足が課題としあげられたため、運動指導では、サーキットあそび、集団遊び、ルールのある遊びを中心に計 18 回実施した。加えて、以下の 8 点について保育士とも共有している。

1. 鉄棒補助の仕方について (安全面、力発揮のための補助、言葉がけ)
2. 子どもが主体的に取り組むサーキットあそびについて
3. サーキット競走は、「体のキレ」を出す種目を取り入れ方について

- 4.大きな筋肉を使う動作を取り入れる重要性について
- 5.障害がある子どもへの関わり方について
- 6.ルールのある遊びを行うときの保育者の関わりについて
- 7.子どもが困ったときに自分で解決する力を身につける保育士の関わりについて
- 8.年間を通じて活動の「ねらい」を明確にし、運動あそびに計画的に取り組むことの重要性について

本事業では、指導の具体を示すことで、丸森町の保育士一人ひとりが巧技台を活用したサーキット遊びの展開方法や言葉がけのスキルを向上させることができた。今後、運動あそびを通して幼児の体力向上が期待できる。

イ.地域企業等

基準項目 2-3-①のとおり、プロバスケットボールチーム仙台 89ERS を運営する (株) 仙台 89ERS、プロ野球チーム東北楽天ゴールデンイーグルスを運営する (株) 楽天野球団、サッカーJ リーグ 2 部のベガルタ仙台を運営する (株) ベガルタ仙台とでそれぞれ「アカデミックパートナー」となり、広範な提携関係を基に、本学の体育・スポーツ科学の知見を活用し選手の競技力向上のための各種トレーニングあるいは選手育成事業等でも支援している。なお、令和 3(2021)年度には、WE リーグ女子サッカーチームのマイナビ仙台レディースを運営する(株)マイナビフットボールクラブとも提携を開始した。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

大学の教育研究活動の成果の提供による社会貢献は、大学の地 (知) の拠点としての役割の重要性の高まりに照らし、ますます重要性を増し本学に対する地域社会からの要望や要請は多岐にわたり、その頻度も増してきている。このため、大学全体での教育研究の成果の提供との観点から、従来以上に緊密な地域社会との連携・協力関係を構築していく。具体的には、大学の日々の教育研究活動を地域社会の場を活用して行う方途や教員の地域での教育研究に学生が実践として参画すること等を通じ、本学が一体となって地域社会との良好な関係を維持・構築していくことが基本となる。こうした観点から、本学の教育研究の成果の円滑な提供を図るため、地方自治体、学校、各種公的団体や企業等との個々の協力関係を円滑に保つことができる体制づくりについて、スポーツ健康科学研究実践機構を中心に検討・整備する。その際、地域社会の学校その他の職場で勤務する多くの卒業生と連携を図ることが有効であり、今後も同窓会との連携も一層の強化を図る。以上を通じて、本学は、その持つ知的資源を活用しての地域社会にとっての地 (知) の拠点としての機能を強化していく。

【基準 A の自己評価】

本学のような地方小規模大学にとって教育研究活動の成果の提供による地域社会との連携及び社会貢献は、大学の存続発展のためにも極めて重要である。そのため大学の物的・人的資源の社会への提供に関して、多彩な方途を展開している。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの感染拡大により多くの事業で縮小や中止を余儀なくされたが、地域社会の地 (知) の拠点としての体育系大学であるという特性を活かしながら地方自治体、企業

等との多方面にわたる関係も構築しており、「基準 A 社会貢献・連携」を満たしている。

基準 B. 国際交流と連携

B-1 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

B-1-① 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

1) 協定・提携関係の現状

体育・スポーツ及び健康分野の国際化は、これまでも増して一層加速している。このような状況に対応していくためには、これらの分野における教育研究上の国際交流の深化拡大は不可欠である。

本学の国際交流は、平成 14(2002)年 5 月の中国・東北師範大学や上海体育大学との協定書の締結により組織的・本格的に始まり、「スポーツ・フォア・オール」の基本理念のもと、国際感覚を有する体育・スポーツ及び健康分野の専門家の養成を目指し、アジア、米国、ヨーロッパ、オセアニアの 11 カ国・地域、18 校・1 機関と協定・提携関係にある。

特に、教育研究上の国際連携関係は、近年さらに拡大し、日本学生支援機構による令和 4(2022)年度海外留学支援制度（協定派遣）に 10 件が採択されている。

2) 留学生の派遣・受入れについての実施体制

留学生の派遣については、中華人民共和国内の国際交流協定締結大学（中国・瀋陽師範大学、上海体育大学等）の国費留学生、その他国際交流協定大学への中・長期留学（31 日以上）という形で行われている。留学生の受入れについては、台湾・台東大学やタイ・シーナカリンウィロート大学、韓国・龍仁大学校、中国・瀋陽師範大学、上海体育大学から定期的に学部には交換留学生を受入れている。

留学生の派遣・受入れの業務は、国際交流センター及び国際交流課が担当し、受入れ後の留学生については、大学院事務課の他、基本的に学生支援センター等が留学生の支援に対応している。これらの留学生のため、キャンパスに隣接して国際交流会館を整備し、留学生寮管理オフィサーによる全般的管理の他、寮生活規律担当による生活指導、日本語自学自習担当による日本語能力の向上等の指導を行っている。また、国際交流課が国際交流会館の運営を担当している。

語学の支援については、派遣学生には、国際交流センター企画運営委員や英語教員等による英語指導を随時行い、受入れ学生には、日本語の学生指導を学生支援センターのインターナショナル・ラーニングサポートグループと留学生寮日本語自学自習担当により、日本語能力の向上等の指導を行っている。

また、海外への派遣学生（本学学生）に対し、保護者会及び同窓会より助成金（派遣地域別 2～3 万円※成績基準あり）を派遣プログラム参加学生に支給している。受入れ学生（留学生）には、日本語修得のための奨学制度や、国際交流会館の寮費や学生食堂の利用料を補助するなどの優遇措置を講じている。

3) 短期研修の派遣・受入れプログラム

協定校との短期研修プログラム（90日未満）は、海外に関心を持つ学生が入門的に海外で具体的な体験をする機会となり、さらなる長期海外留学に関心を持つ動機づけとなるものと位置付けている。それぞれのプログラムの内容については、両校の国際交流担当部局の間で緊密に連携し、参加学生の希望を取入れ、具体的なプログラムを作成している。

短期研修派遣プログラムは、本学が協定を締結している大学で本学の学生が1か月程度の体育・スポーツ、健康福祉・栄養・武道・幼児教育を中心としたプログラム・授業を受講し、受入れ国の言語や文化を実体験から学び、実践的な語学力を身につけ、受入れ国の体育・スポーツ関連の諸科学についての理解を深める機会とすることを基本的な目的としている。また、相互交流を通じて、学生の中に国際感覚や国際協調の精神を醸成することも目的の一つとしている。留学中は、基本的に受入れ大学の開講科目をその大学の学生たちとともに学んでいる。参加学生は、外国語（特に英語）で専門分野を学ぶことの重要性を認識し、日本と受入れ国の体育・スポーツに関わる文化や歴史、教育方法等の異なる部分と共通する部分を学んでいる。

コロナ禍による出入国制限により令和2(2020)年度は受入及び派遣とも実施できなかったが、令和4(2022)年度より受入及び派遣を再開した。

4) 協定校交換留学生の派遣・受入れ

交換留学生派遣プログラムについては、本学が協定を締結している大学に本学の学生を半期あるいは1年間派遣し、受入れ国の体育・スポーツ関連諸科学等についての理解を深める機会を与えることを目的としている。学生は受入れ大学のプログラム・授業を受講しつつ、受入れ国の言語や文化を実体験から学び、実践的な語学力を向上させ、受講科目の単位を修得している。また、相互交流を通じて学生の中に国際感覚や国際協調の精神を醸成することも目的の一つとしている。留学中は、基本的に受入れ大学の開講科目をその大学の学生たちとともに学んでいる。参加学生は、外国語（特に英語）で専門分野を学ぶことの重要性を認識しつつ、日本と受入れ国の体育・スポーツに関わる文化や歴史、教育方法等の違いや共通点を学び、「国際感覚を有するスポーツ健康科学の専門家」としての素養を身につける。

交換留学生受入れプログラムについては、本学が協定を締結している大学の体育・スポーツ及び健康分野を専攻する学生を半期あるいは1年間、本学に受入れ、日本の体育・スポーツ・健康科学に関して学ぶ機会を与えることを目的としている。参加学生は、本プログラムを通じて日本の文化や歴史、教育方法等と派遣国との異なる部分と共通する部分を学んでいる。留学先での学習や交流を通じて、協定校相互の体育・スポーツ及び健康分野等を中心とした交流を進展し、さらには、日本と派遣国との体育・スポーツ及び健康分野を通じた国際協調の精神を醸成することも本プログラムの目的の一つとしている。留学中は、本学の開講科目を本学の学生たちとともに学び、修得した科目の単位は、派遣大学にて読替え・認定を行っている。

学部レベルでの協定校の交換留学生の半期以上の受入れについては、台東大学とのダブルディグリー制度に関する覚書の締結（平成19(2007)年5月）以降に本格的に始まり、また、シーナカリンウィロート大学の日本語学科の学生が本学で半期学ぶ道も開いた。平成

29(2017)年度から令和 2(2020)年度までの学部留学生の受入れは、【表 B-1-1】のとおりである。

【表 B-1-1】協定校交換留学生の受入れ（過去 4 年間）

大学名	国名	受入人数	受入期間	備考
ハワイ大学	アメリカ合衆国	1 人	R4.6/26～7/1	研修
シーナカリンウィロート大学	タイ	1 人 5 人	R5.4/4～5/3 R5.6/1～7/14	研修 正規留学
上海体育大学	中国	9 人	R2.11/1～R5.3/1	正規留学
瀋陽師範大学	中国	13 人	R2.11/1～R5.3/1	正規留学
台湾国立台東大学	台湾	8 人 14 人	R5.4/6～4/8 R2.9/1～3/1	短期留学 正規留学
龍仁大学校	韓国	2 人	R5.3/27～ R6.3/31	正規留学
オルデンブルグ大学	ドイツ	3 人	R4.9/13～ R5.8/26	正規留学

学部レベルでの協定校の交換留学生の半期以上の派遣は、東北師範大学とのダブルディグリー制度に関する覚書の締結＜平成 20(2008)年 9 月＞以降に本格的に始まっている。その後、同大学や瀋陽師範大学の大学院、上海体育大学の大学院（修士課程）への中国の国費留学生として派遣が継続している。ヨーロッパ圏への派遣については、平成 22(2010)年度のカヤニニ応用科学大学への派遣がきっかけとなり、その後徐々に増加している。令和 2(2020)年度からの学部留学生の派遣は、【表 B-1-2】のとおりである。令和元(2019)年度以降はコロナ禍の影響もあり派遣できていないが、令和 4(2022)年度より派遣を再開した。

【表 B-1-2】協定校交換留学生の派遣（過去 4 年間）

大学名	国名	派遣人数	派遣期間	備考
ハワイ大学	アメリカ合衆国	10 人	R5.2/20-2/28	正規留学

台湾国立台東大学	台湾	2人	R5.2/21-3/28	正規留学
龍仁大学校 韓国国立体育大学	韓国	4人	R5.2/11-3/16	正規留学
カンタベリー大学 CCEL (クライストチャーチ)	ニュージーランド	4人 1人	R5.2/13-3/20 R4.10/24-R5.6/18 (CCEL) R5.7/18-11/11 (カンタベリー)	正規留学
ハノイ大学	ベトナム	7人	R5.2/13-3/16	正規留学
シーナカリンウィロート大学	タイ	3人	R5.2/8-2/16	正規留学
上海体育大学	中国	2人	R5.6/20-7/21	正規留学

* 令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルスの影響のため派遣学生 0 人

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

派遣学生については、派遣前の語学指導の強化に併せ、半期以上の派遣留学生在が派遣先の大学で修得した科目の単位の本学科目としての読替え方法について、今後早急に組織的に検討するとともに、学生に対して留学の趣旨と意義をアピールする取組みを強化し留学志願の増加につなげていく。

受入れ学生については、日本語指導や英語支援、修学指導の強化に併せ、来日後の状況把握をさらに組織的に検討するとともに、ダブルディグリープログラムに基づく留学生の受入れ数を増加させるために、英語による学位取得コースの開設を引き続き検討する。

B-2 協定校の教員間交流の推進

B-2-① 協定校教員の集中講義の開催、教員派遣・受け入れ及び共同研究の推進

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

協定校の教員間交流の具体的なものとして、以下のとおり、集中講義の開催、教員派遣・受け入れ及び共同研究を実施している。

1) 協定校との連携授業及び集中講義

平成 16(2004)年度にアスレティックトレーニングに関する研修交流に合意したアメリカ合衆国のハワイ大学と連携し、同時双方向の遠隔授業方式によりハワイ大学教員による「NATA アスレティックトレーナーの実際 I・II」を開設している。この結果、受講生の

中からは、本学卒業後にハワイ大大学院に進学・修了し、NATA 公認アスレティックトレーナー資格を取得した学生も出ている。

また、現代武道学科の科目を中心に、韓国、中国の協定校の教員を招聘し、各国の武術を学べる集中講義（韓国伝統武道、中国武術Ⅰ、中国武術Ⅱ）を実施しているほか、集中講義（海外武道実習）で協定校を訪問し、現地で武術を学ぶ機会を提供している。

2) 協定校の教員派遣・受入れ

協定校との長期の教員派遣・受入れは、【表 B-2-1】のとおり行っている。

【表 B-2-1】 協定校との長期の教員派遣・受入れ

大学名	国名	種別	実施期日	内容
ハワイ大学	アメリカ合衆国	派遣	H28.7-R1.7	大学間連携臨時指導員

3) 中国青海省体育科学研究所との国際共同研究の推進

平成 23(2011)年度に、中国の青海省体育科学研究所と本学との間で、国際交流協定を締結し、平成 23(2011)年度に共同研究「高地及び平地居住高齢者の体力と形態特徴の比較研究」を開始し、この研究成果を踏まえ、平成 25(2013)年度からは、新たに「健康増進のための高地低酸素環境での複合的な健康づくり活動」の共同研究の取組み、高地環境での滞在と運動実践による健康・体力への効果的な運動処方プログラム開発を進めている。研究の成果の一部は、平成 27(2015)年 12 月に、青海省体育科学研究所、瀋陽師範大学体育学院、上海体育学院及び本学の 4 大学・機関共同開催による「研究協議会」（会場：上海体育学院）で報告し、日本登山学会〈平成 27(2015)年度〉、中国体育学会、日本体育学会〈平成 28(2016)年度〉での発表や学会誌への論文投稿等を通じて公表している。

そのほかにも、青海省国際カンファレンスにも参加している。

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

協定校との連携授業について、今後、双方向での実施及び協定校と本学との間の共同研究の拡充を検討する。

双方向での交流と連携の深化を図るうえで、英語、中国語等の語学力向上とこれらの言語での講義の拡充を検討する。

【基準 B の自己評価】

本学は、11 カ国・地域、18 校・1 機関と協定・提携関係を確立し、留学生の派遣・受入れの拡充、教員間交流や共同研究、スポーツ選手団の受入れ、国際交流事業の開催その他を着実に推進することを通じ、体育・スポーツ及び健康分野の国際化の推進と、これらの分野での教育研究上の国際交流の深化拡大が図られてきていることから「基準 B 国際交流と連携」を満たしている。